

新入学に関するご案内

2026

板橋区立小学校

Itabashi City Elementary School



板橋区教育委員会

発行にあたり

この、「新入学に関するご案内2026」は、新入学手続きをはじめ、各小学校の基本情報、学校生活、「入学前に身につけたい生活習慣」などについてご紹介しています。入学準備の第一歩として、ぜひ、ご活用いただければと思います。また、この冊子のほかにも、各学校のホームページや学校公開において、学校情報を積極的に提供していますので、あわせてご活用いただければ幸いです。

板橋区では、住所ごとに入学する学校が指定される通学区域を定め、原則として通学区域の学校（通学区域校）へ通うこととしており、一定の基準を満たした場合のみ、通学区域以外の学校を希望できる「入学予定校変更希望制」を実施しています。地域で子どもを見守ることの重要性に鑑み、通学時の安全性や緊急時の対応、放課後の過ごし方などを十分に考慮し、地元とのつながりが強い通学区域校との関わりを深めていただくようお願い申し上げます。

目次

Contents

ITABASHI CITY Elementary School

入学する小学校について	1
新入学に関するスケジュール	5
新入学手続きに関するQ & A	6
小学生の生活	12
小学校一覧表	14
住所別通学区域一覧表	16
隣接校一覧表	18
板橋区立小学校配置図	20
天津わかしお学校のご紹介	22
日本語学級のご紹介	23
特別支援学級等のご紹介	24
相談の窓口	26
学校改築・改修等のお知らせ	27
放課後対策事業「あいキッズ」のご案内	30

トピック

MIRAI SCHOOL いたばし - 教育ビジョン 2035-	33
MIRAI SCHOOL いたばし - 学校施設づくり 2035-	34

入学する小学校について

通学区域校への入学を原則とします

お子さんの通学時の安全性や緊急時の対応、放課後の過ごし方、地域での子どもの見守りなどを考慮すると、地元とのつながりが深い地域の学校に入学されることが望ましいと考え、板橋区教育委員会では住所ごとに入学する学校が指定される通学区域を定めています。

通学区域校以外の学校への入学を希望する場合は、入学予定校変更希望願をご提出いただき、一定の基準を満たした場合は入学予定校の変更を希望することができます。その場合においても、入学できるのは、それぞれの学校の受入可能な人数の範囲となりますので、必ず希望した学校に入学できるとは限りません。



通学区域校へ入学する場合は、手続きなしで優先して入学できます

手続きは必要ありませんが、学校公開や学校行事などを利用して、お子さまと保護者の方が通学区域校（入学予定校）を事前にご覧いただくことをお勧めします。

なお、学校公開日は第3土曜日の午前授業を原則としていますが、学校や地域などの行事等の関係で、第3土曜日以外の土曜日または日曜日に実施する場合があります。日程の詳細については、区立各小学校のホームページ、または直接学校にお問い合わせください。

○就学時健康診断

入学前には、就学時健康診断の受診が必要です。健診会場は通学区域校ですが、学校ごとに日時が異なりますので、10月末頃にご自宅にお送りする就学時健康診断のお知らせでご確認ください。また、指定された日時に受診できない場合は予備日で受診してください。予備日の日程等については、学校または学務課学校運営保健係（電話番号 3579-2616）にお問い合わせください。

○就学通知書

1月上旬に入学する学校を指定した就学通知書をお送りします。就学通知書は、入学式の際に学校に提出していただきますので、紛失しないようにご注意ください。

○入学説明会

1月下旬から各学校で入学対象者に入学説明会を行いますので、ご出席をお願いします。都合により参加できない場合は、学校に必ずご連絡ください。

通学区域校以外の学校への入学を希望する場合

通学区域校（入学予定校）以外の学校への入学を希望する場合は基準（P.3）や希望できる学校を確認の上、以下のとおり手続きが必要です。

入学を希望する学校の検討

板橋区では、安全性を理由に**自転車通学は禁止**しています。実際に学校まで歩いてみるなどして、通学時間や経路をご確認ください。また、学校公開や学校行事等にお子さんと一緒に積極的に参加し、直接ご自身の目で学校をご覧ください。

入学予定校の変更を希望できる学校は、通学区域校に隣接する区域の学校（以下、「隣接校」という。）です。ただし、隣接校のうち、**変更希望の適用除外校**となっている学校は**希望することができません**のでご注意ください（適用除外校については、P.6・P.14・P.15・P.18・P.19をご覧ください）。

締切日以降の変更や取消はできません。ただし、区内転居等で住所が変わったときは学務課学事係（電話番号 3579-2611）まで、ご連絡ください。

入学予定校を変更する場合には多くのデメリットもあります

「お友達が行くから」、「他の保護者に誘われたから」、「大勢入学する学校だから何となく安心」など、安易な気持ちで入学予定校を変更して、こんなはずではなかったとならないよう、将来を見据えて慎重に検討する必要があります。

【デメリットの例】

- ・変更する学校が入学予定校より遠くなる場合、登下校の時間や安全面が負担になります。
- ・下校後や休みの日にお友達と遊ぶ場所が自宅周辺ではなく、離れたところになります。
- ・お祭り等の地域の行事に参加する場合、学校のお友達とは日程がずれたり、一緒に行くことが難しくなることがあります。
- ・中学校の通学区域が違う小学校に変更した場合、みんなが行く中学校を希望しても自分だけ入れない可能性があります。

変更希望願の取得

入学予定校変更希望願の提出が必要です。

入学予定校変更希望願の入手方法

- ・区ホームページからダウンロード
- ・区立小学校で配布
- ・学務課学事係（区役所北館 6 階 14 番窓口）で配布

ダウンロード・配布期間（変更願受付期間）

9月1日（火）から9月30日（水）まで

【ダウンロードページ二次元コード】



小学校 入学予定校変更希望願		（令和9年度新入学用）
通学区域以外の区立学校への入学を希望する場合、下記の太欄内に必要事項を記入し、確認事項を了すのうえ、締切日までに教育委員会事務局学務課学事係へ提出してください。		（入学予定校のお知らせ）の該当部分を切り取って、貼り付けてください。
提出日：令和8年9月30日 17時（締切：9月28日開校前） （あて先）板橋区教育委員会		
氏名	氏名	入学予定校のお知らせ
生年月日	令和 年 月 日	〒173-8501 板橋二丁目66番1号
現住所	〒 方番（建物名）も記入してください	〇〇〇〇 様
希望する学校	板橋区立 小学校	保護者様(000-0000)
（注）第一、第二の住所が板橋区以外、希望する学校が板橋区以外の場合は、希望する学校へ直接提出してください。		
変更を希望する理由（『転入に関するご案内』P.36をご覧ください）		
希望校に定数が満員している場合（第1～5年度）は必ずご記入ください		
氏名	小学校 第 学年	児童氏名 板橋 太郎
氏名	小学校 第 学年	生年月日 令和〇〇年〇月〇日
氏名	小学校 第 学年	入学予定校 △△△ 小学校
氏名	小学校 第 学年	希望可能な隣接校 □□□ 小学校 ××× 小学校
希望校に定数が満員している場合は、入学できない場合があります。		希望校 〇〇〇 小学校 △△△ 小学校
通学区域以外の学校を希望する場合、確認事項をお読みいただき、確認欄に必要事項を記入してください。		
確認事項（案内冊子のP.3と同じ内容です）		
☐ 集団登校や友人との通学は危険であり、単独での通学となる場合が想定されるため、通学時の安全性について、冬季や学校行事等により遠くまでからの下校の機会を減らす、十分に配慮させていただきます。		
☐ また、徒歩での通学が基本となり、 自転車通学は禁止 しています。		
☐ 区立中学校へ入学する場合も、通学区域の中学校への入学が基本となります。通学区域外の小学校へ入学し、交友関係を理由に入学した小学校の通学区域に属する中学校を希望しても、その中学校がご住所による通学区域の学校でない場合は、入学予定校変更希望の申請が必要です。		
☐ また、当該の中学校が抽選となった場合は、入学できない場合があります。		
☐ 兄（姉）が在学していることにより入学が約束（決定）されるものではなく、 実際に入学できないケースが発生しています。		
☐ また、今後、弟（妹）について、同じ学校への入学が約束（決定）されるものではありません。		
☐ 変更を希望した学校が抽選となり補欠となった場合で、補欠登録の繰上り希望を行わない場合、補欠登録期間中は繰り上げ状況を保つこととなり、結果として繰り上げられない場合があります。		
☐ 入学予定校変更希望願の提出締切日以降の変更や取り消しはできません。		
☐ また、満員後は、国立・私立小学校への入学、広域外転入以外の理由では、当選の取り消しはできません。		
☐ 学校行事や学校運営については保護者の方々のご協力が必要です。通学区域外であっても積極的な参加をお願いします。		
☐ 風水害・震災等の災害時に保護者が児童の迎えを行う場合や、緊急時における集団下校の場合等において、対応が困難な状況が発生する恐れがあります。		
☐ 提出書類の記入漏れや書類不備等があった場合、また、提出締切日過ぎた場合は、入学予定校の変更希望が撤回となり、通学区域校への入学となります。		
上記確認事項を了したうえで入学予定校の変更を希望します。 令和8年 月 日		
児童氏名	保護者氏名	連絡先 11 22
連絡先は、日中連絡がとれる保護者の電話番号を記入してください。		

変更希望願の記入

変更希望願を提出するにあたっては、入学予定校を変更したい理由の記入が必要です。板橋区教育委員会では、次の基準に該当する場合のみ、入学予定校の変更希望を承認しますので、よくご家族で話し合ってお記入ください。ただし、各学校の受け入れ状況によりますので、入学をお約束するものではありません。

- 入学予定校と比較し、利便性または安全面において、より通学しやすい学校へ変更希望する場合
- 兄姉が翌年度も在籍している学校へ変更希望する場合
- 友人と同じ学校に通うため、その友人の入学予定校へ変更希望する場合
- 当該児童に適した教育環境の学校へ変更希望する場合

(例：学校の教育目標や特色など、教育内容が子どもに適している。学校の規模や設備が、子どもが希望する教育環境に適している。)

基準は
こちら



また、変更希望願を提出する前に、以下の項目について確認し、確認事項にチェック・署名をしてください。

- ☒ 集団登校や友人との通学は困難であり、単独での通学となる場合が想定されます。通学時の安全性について、冬季や学校行事等により暗くなってからの下校の場合も含めて、十分に確認をしてください。また、徒歩での通学が基本となり、自転車通学は禁止しています。
- ☒ 区立中学校へ入学する場合も、通学区域の中学校への入学が基本となります。通学区域外の小学校へ入学し、交友関係を理由に入学した小学校の通学区域に属する中学校を希望しても、その中学校がご住所による通学区域の学校でない場合は、入学予定校変更希望の申請が必要です。また、当該の中学校が抽選となった場合は、入学できない場合もあります。
- ☒ 兄(姉)が在学していることにより入学が約束(決定)されるものではなく、**実際に入学できないケースが発生しています**。また、今後、弟(妹)について、同じ学校への入学が約束(決定)されるものではありません。
- ☒ 変更を希望した学校が抽選となり補欠となった場合で、補欠登録の辞退や再希望を行わない場合、補欠登録期間中は繰り上げ状況を待つことになり、結果として繰り上がらない場合もあります。
- ☒ 入学予定校変更希望願の提出締切日以降の変更や取り消しはできません。また、当選した後、国立・私立小学校への入学、区域外就学(P.11参照)以外の理由では当選の取り消しはできません。
- ☒ 学校行事や学校運営については保護者の方々のご協力が必要です。通学区域外であっても積極的な参加をお願いします。
- ☒ 風水害・震災等の災害時に保護者が児童の迎えを行う場合や、緊急時における集団下校の場合等において、対応が困難な状況が発生する恐れがあります。
- ☒ 提出書類の記入漏れや書類不備等があった場合、また、提出締切日を過ぎた場合は、入学予定校の変更希望が無効となり、通学区域校への入学となります。

変更希望願の提出

提出方法

変更希望願を学務課学事係(区役所北館6階14番窓口)へ持参、または、封筒に入れて郵送してください。郵送の場合は、お手数ですが、切手を貼って、投函してください。

郵送先

〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
板橋区教育委員会事務局 学務課学事係

締切日

郵送：令和8年9月28日(月)消印有効
窓口：令和8年9月30日(水)17時まで

- ※提出締切日を過ぎた場合や、希望できない学校を記入した場合、変更希望は無効となり、通学区域校への入学となります。また、提出書類の記入漏れや書類不備があった場合も、無効となる場合がありますので、ご注意ください。
- ※不着等の郵便事故による責任は負いかねます。郵送の場合、差し出し後、1週間で教育委員会に到着しているかの確認が可能となりますので、確認したい方はお問い合わせください。

変更希望の承認・不承認

締切後に、変更希望の審査を行います。変更希望理由がP.3の板橋区教育委員会の定める基準に該当し、希望校が受入可能数を超えていない場合は、希望校への入学予定者として決定します。承認され、希望校に入学が決まった方については、特に通知していませんので、ご了承ください。10月末頃に発送する就学時健康診断のお知らせで入学予定校をご確認ください。希望校が受入可能数を超えた場合には、原則として公開抽選を行い、入学予定者を決定します。

一方、変更希望理由が板橋区教育委員会の定める基準に該当しない場合は、不承認とし、通知をお送りします。その場合は、通学区域校へ入学していただきます。

抽選の実施

希望者が学校の受入可能数を超えた場合には、公開抽選により入学予定者を決定します。なお、抽選の対象となるのは、通学区域外からの希望者のみです。抽選を実施する場合には該当者全員にお知らせします。また、希望者の応募状況や抽選結果についても集計次第、板橋区ホームページで公表する予定です。

【公開抽選】 令和8年10月16日（金） 板橋区役所 南館6階教育支援センター研修室C
※抽選会場に来られない方が不利になることはありません。

抽選の結果、当選した場合は希望校が入学予定校となり、入学する学校を指定した就学通知書を令和9年1月上旬にお送りします。

なお、以下に該当する方は、次のとおりです。

【兄（姉）が在学の場合】

兄（姉）が令和9年度に在学している学校を希望する場合は、抽選の際、優先されます。ただし、入学を必ずお約束するものではありませんので、ご注意ください。また、兄（姉）が在学していても、変更希望願の提出がない場合は、通学区域校に入学することになります。

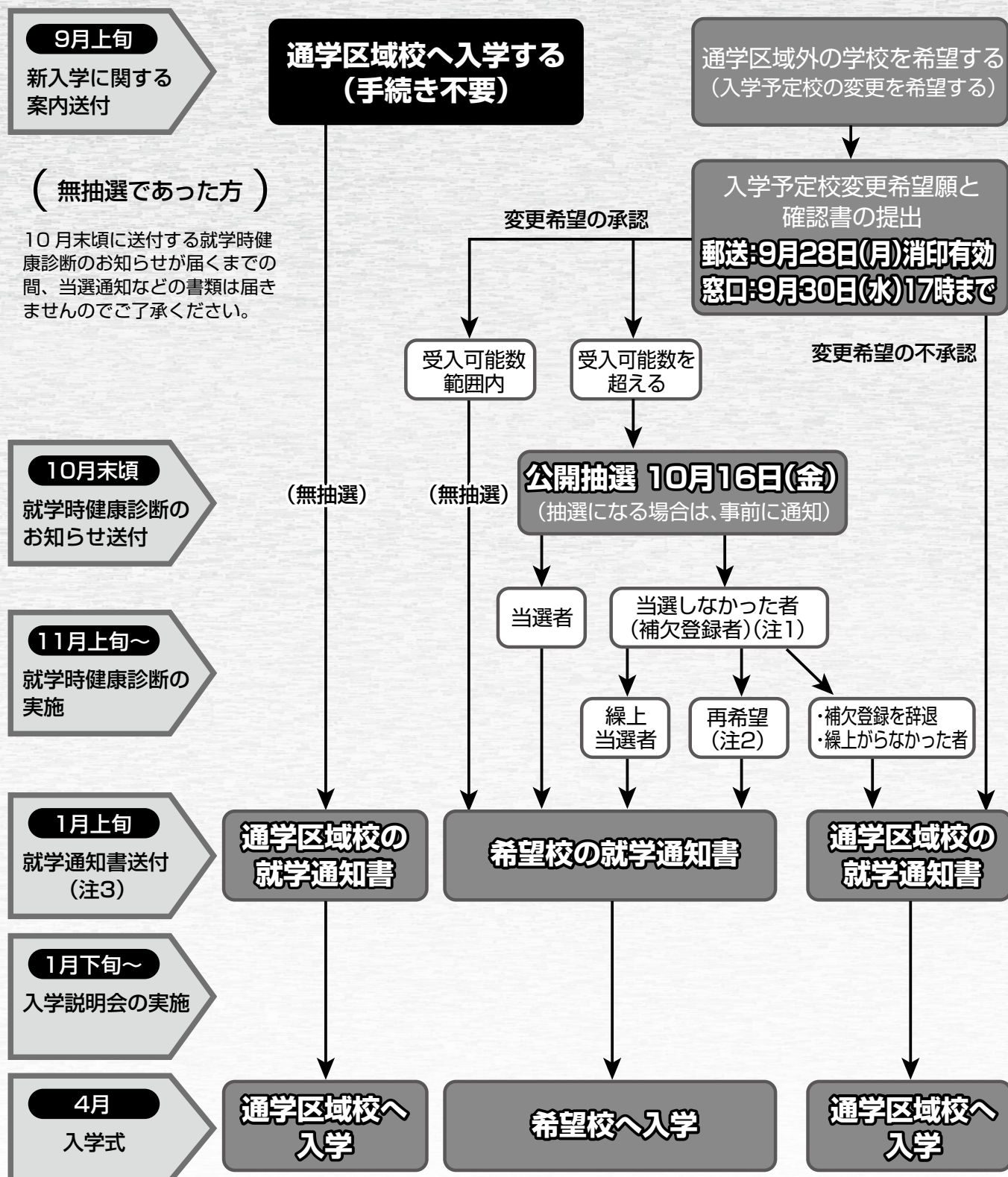
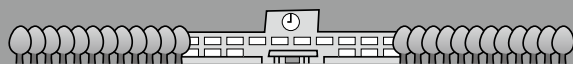
抽選の結果、当選しなかった場合

順位を付けて、補欠として登録します。補欠登録期限は令和9年1月29日（金）です。転出等で受入れ人数に空きが生じた場合に、順次、繰上げ当選とします。令和9年1月上旬までに繰上がらなかった場合は、通学区域校を入学指定校として就学通知書を送付します（その後、希望校に繰上がりが生じた場合は、電話連絡したうえで改めて就学通知書をお送りします）。

繰上げ当選にならず、補欠登録期限を過ぎた場合には、通学区域校に入学することになりますが、手続きは不要です。

なお、補欠登録期限内に補欠登録を辞退することにより、受入可能数に余裕のある隣接区域の別の学校を再希望することもできます。

新入学に関するスケジュール



（注1） 補欠登録期間は、令和9年1月29日（金）までです。それまでに繰上げ当選した場合は、ご連絡いたします。詳細は、P.4・P.7・P.8参照

（注2） 他の学校へ再希望できる方は、入学予定校変更希望願を提出し、抽選で当選しなかった方のみです。入学予定校変更希望願を提出しなかった方、また提出し既に学校が決まった方は再希望できません。また、再希望できる学校は、その時点で受入可能数に余裕のある隣接校のみとなります。

（注3） 就学通知書送付後、ご事情により学校の変更が必要となったときは、学務課学事係（電話番号3579-2611）までご相談ください。

新入学手続きに関するQ & A



【制度・変更希望手続きについて】

Q 通学区域校に入学したい場合は、何か手続きが必要ですか？



手続きは必要ありません。通学区域校へは必ず入学できます。10月末頃に就学時健康診断のお知らせを送付しますので、通学区域校で受診してください。その後、1月上旬に入学する学校を指定した就学通知書をお送りします。



Q 入学予定校を変更したい場合、どの学校に変更希望できますか？



通学区域校に隣接する区域の学校（隣接校）が対象となります。隣接校はP.18・P.19でご確認ください。なお、隣接校のうち、適用除外校として指定されている学校（P.14・P.15・P.18・P.19をご覧ください。）は、変更希望できませんのでご注意ください。

Q 適用除外校とは何ですか？



各学校の“受入可能数”は、施設の状況や今後の地域の人口動態等から判断し、毎年設定しています。適用除外校とは、この“受入可能数”を通学区域内の対象者数だけで一定程度超えてしまうために、通学区域外からの受入れを制限する学校のことです。令和9年度新入学で適用除外校として指定されている学校は、P.14・P.15・P.18・P.19でご確認ください。ただし、適用除外校に兄（姉）が翌年度も在籍している場合は、変更希望をすることができますが、その場合でも、入学を必ずお約束するものではありませんので、ご注意ください。また、適用除外校でも通学区域のお子さんについては、必ず入学できます。

Q 兄（姉）と同じ学校に通わせたいが、隣接校ではありません。その場合、変更希望することはできないのですか？



兄（姉）が通学している学校が隣接校でなくても、翌年度も兄（姉）が在学していることを理由に、変更希望をすることができますが、その場合でも、入学を必ずお約束するものではありませんので、ご注意ください。

Q 入学予定校変更希望願が認められない場合はありますか？



変更希望願にご記入いただいた変更理由がP.3に掲載している基準に該当しない場合は、変更希望を不承認とし、通学区域校へ入学していただきます。その場合は、変更希望願を返送します。返送及び抽選のお知らせが来ない場合は、変更希望が認められ、入学予定校は希望された学校となります。

Q 入学予定校変更希望願を間違えて記載し、提出してしまいました。出し直しはできますか？



締切日前であれば、変更希望願を提出し直すことは可能です。学務課学事係（区役所北館6階14番窓口）までお越しいただき、再提出してください。郵送ではお受けできません。また、締切日後は、変更希望願の取消及び再提出はできませんのでご注意ください。

Q 中学校に入学する時も、通学区域外の学校を希望することはできますか？



中学校についても、通学区域校への入学が原則となりますが、変更希望願を提出し、変更希望理由が板橋区教育委員会の定める基準に該当する場合は、通学区域校以外の学校を希望できます。ただし、希望校が受入可能数を超えた場合は抽選となります。小学校で通学区域校以外の学校に入学し、交友関係を理由にその小学校の通学区域が含まれる中学校を希望しても、必ず入学できるとは限りませんので、ご注意ください。また、現時点での制度内容ですので、お子さんの中学入学時の制度として保証されるものでもありません。

【抽選・再希望について】 ※P.5の新入学に関するスケジュールも参照してください。

Q 変更希望が集中した場合はどうなりますか？



希望者数が各学校の受入可能数を超えた場合は、公開抽選を行います。通学区域内の方は必ず入学できますので、無抽選で入学決定となります。抽選の対象となるのは、変更希望願を提出した通学区域外の方です。抽選会場に、抽選日に来られなくても不利になることはありません。

Q 当選しなかった場合、どうなりますか？



補欠として登録します。小学校の補欠登録期限は令和9年1月29日（金）です。補欠登録期限内に、①補欠登録を辞退して、通学区域校に入学するか、②補欠登録を辞退して、受入可能数に余裕のある隣接校を再希望するか、③補欠登録期限終了まで繰上げ当選を待つか、を選択できます。

Q 変更希望願を提出後、当選者となりましたが、当選を取り消すことができますか？



変更希望願を出され当選された以上、その当選を取り消すことはできません。例えば、友人と同じ学校に行こうと約束したが、自分だけが当選し一緒に行くことができなくなってしまった場合でも、当選を取り消すことはできません。ただし、国立・私立へ入学、区域外就学（P.11参照）の場合を除きます。

Q 補欠登録になったため、他の学校を再希望したい。どうしたらよいですか？



補欠登録を辞退したうえで、受入可能数に余裕のある隣接校を再希望することができます。先着順に受付します。抽選実施校や適用除外校、受付時点で受入可能数を超過している学校については、再希望することができませんので、ご注意ください。また、再希望についても板橋区教育委員会の定める基準に該当した場合のみ認められます。

Q 繰上げ当選の連絡はいつきますか？



希望校に入学辞退者が出て受入可能数に空きが出た都度、補欠登録の順番に繰上げ当選のご連絡を電話でお知らせします。補欠登録期限である令和9年1月29日（金）までに連絡がなければ、当選できなかったことになり、通学区域校へ入学することになります。

【転居・転出について】

Q 入学前に板橋区内で住所変更（転居）する予定があります。転居予定先の学校は、現在の隣接校ではありませんが、変更希望願を提出することはできますか？



変更希望の対象となる隣接校は、変更希望願等の提出締切日時点での住所地によって決まります。転居後に入学する学校を変更したい場合は、学務課学事係（電話番号3579-2611）までご相談ください。

Q 板橋区内で住所を変更（転居）した場合はどうなりますか？

《変更希望願の締切日前に転居届を出した場合》



変更希望願の提出締切日までに変更希望願の提出がない場合は、転居先の通学区域校への入学となります。また、既に変更希望願を提出されていても、転居によって通学区域校が変わる場合は、提出していた変更希望は無効となり、転居先の通学区域校を入学予定校として改めてお知らせします。

入学予定校以外の学校を希望する場合は、変更希望願を提出してください。なお、9月16日以降に転居届を出された場合は、提出締切日までに郵送が間に合わない場合がありますので、学務課学事係（区役所北館6階14番窓口）にお越しいただき、変更希望の手続きをしてください。

《変更希望願の締切日後に転居届を出した場合》



変更希望願を提出していなかった場合は、転居後の通学区域校が入学予定校となります。また、変更希望願を提出していても、希望校が転居後の通学区域校またはその隣接校以外の場合は、転居後の通学区域校が入学予定校となります。転居届を出した日より取り扱いが異なりますので、転居が決定したら学務課学事係（電話番号3579-2611）までご連絡ください。

Q 入学前に引っ越しをして、板橋区外に転出した場合どうなりますか？



変更希望願を提出していた場合でもその届出書は無効となり、さらに、抽選により当選していた場合でも、当選が取り消され、転出先の区市町村の学校に通うことになります。

Q 入学後に引っ越した場合でも、入学した学校に継続して通えますか？



短期間で元の住所に戻ってしまう等、希望校に入学する目的で住所変更をしたとみなされる場合は、原則転校になります。

【特別支援教育・学級について】 ※P.24～26にも詳しい紹介を掲載しています。

Q 子どもの就学に不安がありますが、どこに相談したらよいですか？



お子さんの就学についてご心配やお悩みのある方や、特別支援学級・特別支援学校等への就学、STEP UP教室（特別支援教室）への入室を希望される方に対して、就学相談を行っています。就学相談をご希望の方は、区ホームページから電子申請でご予約ください。また、医療的ケアを必要とされる方は学務課学校運営保健係（電話3579-2616）までご連絡ください。

Q 特別支援学級への就学を考えていますが、通学区域校及び隣接校にはありません。どうしたらよいですか？



特別支援学級（知的）には通学区域がありませんので、保護者の意向を尊重しながら就学先を決定します。安全面を考慮して保護者の送迎が必要になるため、就学相談では通学しやすい学級をおすすめしています。

Q 「入学予定校変更希望願」の提出締切日より後に就学相談を実施する予定ですが、提出締切日以降に通学区域外就学の希望を出すことはできますか？

特別支援学級（知的）を検討しましたが、最終的に通常の学級に行くことになりました。「入学予定校変更希望願」の提出締切日は過ぎていますが、通学区域外の学校の通常の学級を希望することはできますか？



締切後の希望校の変更はできません。

「入学予定校変更希望願」が期日までに出不なければ、通常の学級に行く場合には「通学区域の学校へ入学すること」となります。就学相談を受けても、最終的に通常の学級に就学することもあるため、「もし、通常の学級へ就学する場合には通学区域外の学校を希望する。」という場合、締切日までに「入学予定校変更希望願」を提出してください。

Q 「入学予定校変更希望願」の提出後に特別支援学級（知的）への就学が決まりましたが、どうなりますか？



変更希望願の提出有無や入学予定校の決定状況にかかわらず、就学相談の結果、特別支援学級（知的）への就学が決定した場合には、特別支援学級（知的）に就学することができます。

【その他】

Q 自転車通学はできますか？



自転車通学は禁止しています。通学区域校以外の学校を希望される場合は、お子さんの通学上の安全確保や体力的な負担を考慮したうえで、変更希望願をご提出ください。

Q 就学時健康診断を変更希望した学校で受けられますか？



希望した学校が抽選校となり、補欠登録となった方は、通学区域校で受診してください。それ以外の方は、変更希望した学校で受けられます。10月末頃に送付する「就学時健康診断のお知らせ」で学校を確認してください。なお、指定された日時に受診できない場合は、予備日を設けていますので、学校か学務課学校運営保健係（電話番号3579-2616）にお問い合わせください。

Q 板橋区では小中一貫教育を進めていますか？



これまで区立小学校を区立中学校単位に分けて小学校と中学校の連携を強化する「学びのエリア」を設け、小中連携教育を実践してきました。

令和2年度から小中連携教育を充実・発展させ、「学びのエリア」を核とした小中一貫教育をスタートし、令和4年度から完全実施しています。

エリアの特色を踏まえた9年間の「めざす子ども像」と、それを実現するための教育活動の「基本方針」を設定・共有し、エリアの小中学校が一体となって教育を行っています。

Q 施設一体型の小中一貫型学校はありますか？



志村小学校と志村第四中学校において、区内初となる施設一体型の小中一貫型学校の設置に向けた施設整備を進めています。現在の志村第四中学校の敷地において、令和11年度に施設一体型の小中一貫型学校として運営を開始する予定です。詳しくは、P.27・P.28をご覧ください。

Q 今後、通学区域の変更や統廃合の予定はありますか？



通学区域の変更や統廃合の検討状況については、区ホームページ（P.29 下部 適正規模・適正配置に関するページ）からご確認ください。



Q 私立学校等の受験を考えていますが、必要な手続きはありますか？

A

入学する学校が決定した場合は、「入学許可（承諾）書」を学務課学事係（区役所北館6階14番窓口）に提出（郵送可）してください。補欠の繰上げを待っている方がいますので、すぐに提出できないときは、必ず電話で連絡のうえ、至急手続きをしてください（電話番号3579-2611）。

Q 板橋区外の公立小学校へ入学を希望する場合は、どうしたらよいですか？

A

板橋区外の区市町村立学校を希望する場合は、希望する学校のある自治体の教育委員会へ「区域外就学」の申請が必要です。申請方法や時期などは、ご希望の学校がある自治体の教育委員会へお問い合わせください。

Q 学校の給食で食物アレルギー対応は可能ですか？

A

学校給食での食物アレルギー対応は、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要です。学校との面談を経て、食物アレルギーの原因食物を除いた除去食が提供されますが、除去食の提供が困難な場合は、弁当持参をお願いすることもあります。



Q 新入学にかかる費用の援助制度はありますか？

A

区では、お子さんの学校生活に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けており、支給費目の一つに小学校入学準備金があります。（所得制限など支給要件があります。）

入学前に小学校入学準備金の支給を希望する方は、下記期間の間に申請をしてください。

申請方法等につきましては、区ホームページをご覧ください。学務課学事係（電話番号3579-2611）までお問い合わせください。

【申請期間】

郵送：令和8年11月1日（日）から令和8年12月24日（木）（消印有効）

窓口：令和8年11月2日（月）から令和8年12月28日（月）17時まで

P.13の「学校でかかる費用」も参照してください。

学校生活にかかる費用の負担軽減について

区では学校給食費の無償化に加え、令和8年度から移動教室費（日光・倉瀬）についても原則無償化を行っています。また、学用品の一部（ドリル・テストなど）の費用についても区が支援することで、保護者の皆様の負担軽減を行っています。

Q 共働きなので、子どもの放課後が心配です。どうしたらよいですか？

A

板橋区では授業が終わった放課後に、子どもたちが安心・安全な時間を過ごすことができる制度として、あいキッズがあります。詳細については、P.30・P.31・P.32をご覧ください。

～ある1年生の一日～

7:00	起床（7時までには起きる習慣を） 朝食（朝ごはんはエネルギー源であり、生活リズムを整えます） したく
8:15	登校
8:30	全校朝会や朝の会、係の仕事など朝の活動 授業（1時間目～4時間目）
午後	
0:20	給食
1:05	清掃
1:40	5時間目（1年生は週に3日程度、5時間目まであります） 帰りの会（授業時間によって時間が変わります）
2:40	あいキッズ
帰宅後	復習（小学生の家庭学習時間は1年生は20分程度、2年生以上は10分×学年がめやすです）
6:30	夕食
夕食後	お風呂 団らん
8:30	明日の準備（時間割を見ながら、忘れ物のないように）
9:00	就寝（9時までには寝る習慣を）

入学までの不 お答えします

入学に向けての準備

充実した学校生活をおくるために、生活習慣についてご家庭でお子さんと一緒に話し合い、“できること”を増やしていけるよう、お子さんのチャレンジする意欲を育てていきましょう。

“できること”はいくつあるかな？

○いつもの生活の中で

- ・朝、何時に起きる？ 夜、何時に寝る？
- ・手洗い・うがいできる？
- ・あとかたづけ、できる？
- ・食事のマナー、守れる？
（座って食べる、はし・スプーン・フォークを使うなど）
- ・公共のマナー、守れる？
（信号を守る、道で広がって歩かないなど）

○人とかかわりの中で

- ・相手の目を見てあいさつ・返事できる？
- ・家族や友達と、たくさんお話してる？
- ・だれか（家族・友達など）と一緒に遊べる？

○ひとりでできるように

- ・自分で着替えできる？
- ・自分でくつをぬぐ・はくできる？
- ・自分で顔洗える？
- ・自分ではみがきできる？
- ・行きたくなったら、自分でトイレに行ける？

様々なことにチャレンジさせ、結果ではなく意欲を褒めてあげてください。褒めて認めてあげれば、次のチャレンジ意欲に繋がります。

区では、お子さんがこれらの生活習慣を楽しく身に付けられるよう、幼稚園、保育園等を通じて、5歳児を対象に「小学校入学にそなえよう!! いきいきちゃんじせいかつ」チェックシートをお配りしています。ご家庭で、あせらずにできることからチャレンジさせてみましょう。

学校で勉強以外に学ぶこと

子どもたちは、毎日、国語・算数等の勉強の他、学校の集団生活の中で授業、遊び、係や当番の仕事などを通して様々なことを学んでいきます。例えば

○守らなければならないルールを学ぶ

- ・時間を守る。
- ・自分のことだけでなく、友達やみんなのことを考えて行動する。

○けんかなどをしたとき解決する方法を学ぶ

安に

小学校への入学は、お子さんにとっては初めての学校であり、新しい友達や先生との生活は、6歳の子どもにとって非常に大きな変化となります。お子さんに、学校は楽しいところという期待を抱かせてあげることが、入学準備の第一歩です。学校生活がスムーズに始められ、小学校の6年間で楽しく充実したものとなりますよう、保護者の皆様のご配慮とご協力をお願いします。

学校との連絡

○学校からのお知らせについて確認するとき

- ・学校からのお知らせなどをよく読み、疑問があるときは担任の先生にご相談ください。

○健康面が心配なとき

- ・元気は良いか
- ・顔色は良いか
- ・食欲はあるか
- ・排便はあるか

○学校をお休みするとき

- ・連絡帳で担任に連絡します。緊急の時だけ電話で連絡します。(デジタル機器を活用している学校もありますので、説明会等で確認してください)

学校でかかる費用

普段の授業で使う教科書・学校給食・移動教室(日光・倉瀬)・学用品の一部(ドリル・テストなど)に係る費用は原則無償ですが、一部補助対象外となる経費については負担が生じます。

<負担していただく経費の例>

遠足代金・通学用カバン(※1)・通学帽・体育着・上履きなど

区では、所得の状況によりこうした費用の一部を援助する、就学援助制度を設けています。ご希望の方は、入学後、学校にご相談ください。

なお、就学援助制度の支給費目の一つの小学校入学準備金については、入学前に支給することも可能です。希望する方は、P.11の【新入学にかかる費用の援助制度がありますか?】を参照してください。

板橋区立以外の公立・国立小学校の場合は、学務課学事係(電話番号3579-2611)へお問い合わせください(私立小学校は該当しません)。

※1リュックサック等の使用を希望する場合は、学校にご相談ください。

予防接種はお済みですか?

おやこ健康手帳(母子健康手帳)を確認し、まだ済んでいない予防接種は、早めに済ませましょう。

【問合せ】板橋区保健所予防対策課予防接種係

電話 3579-2318

安全な生活をおくるために気を付けること

小学校に入学すると保護者の手を離れ、お子さんが自分で登下校します。子どもの自立を支えながらも、遊びに夢中になり、不審者などによる被害や交通事故にあわないように気を付けていく必要があります。

○登下校の安全(通学路が学校ごとに決められています)

- ・交通安全についてお子さんとよく話し合う。
- ・通学路を一緒に歩き、道順を確認する。

こちらの二次元コードから、志村警察署作成の短編動画「通学路を歩こう!」(視聴時間:5分程度)をご視聴できます。

お子さんと一緒に視聴いただき、学校までの通学路と一緒に歩き、安全確認をするときの参考にしてください。



○遊び中の安全(友達関係が広がることで遊びの行動範囲も広がります)

- ・夕焼けチャイムの時間を目安に、家庭で帰宅時間について話し合う。
- ・危険な場所などを実際に一緒に確認する。
- ・不審者への対処方法を話し合う。

なお、区立の全小学校では、学校への不審者などの侵入から児童の安全を確保するため、登下校時以外は校門及び校舎の出入り口を1か所にし、来校者専用受付員を配置して対応しています。



小学校一覧表①

	学校名	受入学級数	受入可能数	在籍児童数（R8.5.1 現在）						所在地	電話
				1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年		
1	志 村 小	2	65	53	64	54	61	64	75	志村2-16-3	3969-8418
2	志 村 第 一 小	3	98	48	62	51	57	70	59	泉町17-1	3960-8561
3	志 村 第 二 小	適用除外校		82	65	93	89	89	91	志村1-7-1	3969-8631
4	志 村 第 三 小	3	98	65	59	72	82	86	80	清水町83-1	3961-1562
5	志 村 第 四 小	4	130	67	98	116	109	125	135	小豆沢4-13-1	3966-3542
6	志 村 第 五 小	3	98	81	86	71	76	95	63	西台3-38-23	3932-6347
7	志 村 第 六 小	4	130	158	112	104	113	109	102	坂下2-18-1	3960-4177
8	前 野 小	4	130	86	95	95	100	83	102	前野町6-40-1	3969-4501
9	中 台 小	3	98	45	60	57	59	40	61	中台1-9-7	3932-6327
10	舟 渡 小	3	98	70	91	75	68	89	86	舟渡3-6-15	3969-8405
11	新 河 岸 小	2	65	10	7	16	22	21	15	新河岸1-3-1	3936-8521
12	富 士 見 台 小	2	65	57	63	52	74	61	86	前野町1-10-1	3969-8408
13	蓮 根 小	3	98	54	57	66	73	84	82	蓮根3-10-1	3969-8401
14	蓮 根 第 二 小	3	98	78	89	95	99	93	90	蓮根3-15-5	3967-2282
15	志 村 坂 下 小	3	98	69	71	82	91	99	98	相生町26-14	3932-6365
16	北 前 野 小	2	65	48	38	62	34	59	49	前野町5-44-3	3969-8415
17	緑 小	2	65	39	56	39	51	57	57	中台3-27-1	3937-4581
18	若 木 小	4	130	87	91	94	67	100	84	若木1-14-1	3932-6325
19	板 橋 第 一 小	3	98	81	94	95	90	92	90	氷川町13-1	3961-0100
20	板 橋 第 二 小	2	65	19	36	36	33	26	32	板橋2-52-1	3961-0200
21	板 橋 第 四 小	適用除外校		69	92	74	81	92	83	板橋4-9-13	3961-0422
22	板 橋 第 五 小	2	65	60	43	61	62	80	61	中丸町19-1	3956-8124
23	板 橋 第 六 小	適用除外校		50	71	58	64	75	62	大山町13-1	3956-8101
24	板 橋 第 七 小	2	65	30	45	51	41	52	47	大山金井町31-1	3956-8114
25	板 橋 第 八 小	2	65	42	51	52	79	66	52	双葉町42-1	3963-4181
26	板 橋 第 十 小	適用除外校		94	113	118	111	103	119	大谷口上町43-1	3956-8110
27	金 沢 小	適用除外校		143	114	159	178	190	175	加賀2-2-1	3962-2361
28	中 根 橋 小	3	98	34	38	45	53	57	43	栄町14-1	3962-5511
29	加 賀 小	適用除外校		64	50	65	63	62	60	稲荷台23-1	3962-6445

小学校一覧表②

	学校名	受入学級数	受入可能数	在籍児童数（R8.5.1 現在）						所在地	電話
				1年	2年	3年	4年	5年	6年		
30	上板橋小	2	65	27	29	29	32	30	36	東山町47-3	3972-1661
31	上板橋第二小	3	98	52	72	66	58	57	74	小茂根1-14-1	3956-8111
32	上板橋第四小	2	65	62	63	57	45	82	61	上板橋1-3-1	3932-6317
33	常盤台小	3	98	82	91	81	93	91	103	常盤台1-6-1	3969-4601
34	桜川小	3	98	90	90	107	112	102	106	東新町2-29-1	3956-8106
35	弥生小	2	65	44	45	50	59	51	66	弥生町19-1	3956-8116
36	大谷口小	3	98	58	57	48	56	63	64	大谷口北町21-1	3956-8108
37	向原小	2	65	65	88	70	61	61	57	向原2-34-1	3956-8134
38	赤塚小	適用除外校		108	90	116	105	113	107	赤塚3-1-22	3939-0047
39	成増小	3	98	75	90	85	81	87	101	成増1-11-1	3930-0172
40	赤塚新町小	2	65	35	39	38	39	34	47	赤塚新町3-31-1	3977-7811
41	紅梅小	適用除外校		119	120	116	138	125	108	徳丸8-10-1	3932-6368
42	北野小	4	130	98	102	111	97	110	121	徳丸3-23-1	3933-6161
43	成増ヶ丘小	4	130	109	120	96	124	119	123	成増3-17-7	3930-2070
44	下赤塚小	3	98	63	95	93	99	97	86	赤塚6-14-1	3939-0396
45	徳丸小	3	98	62	69	63	81	64	74	徳丸1-21-1	3934-1888
46	三園小	3	98	82	80	74	97	85	98	三園1-24-1	3930-8934
47	高島第一小	3	98	64	50	62	69	60	53	高島平7-24-1	3939-2091
48	高島第二小	3	98	45	43	43	60	41	58	高島平2-25-1	3936-1561
49	高島第三小	3	98	62	48	48	61	64	63	高島平4-21-1	3938-5173
50	高島第五小	2	65	23	18	28	22	20	26	高島平3-11-1	3975-6823
51	高島第六小	3	98	68	60	68	57	81	64	高島平1-50-1	3935-2550

「受入可能数」に記載のない小学校は、入学予定校変更希望の適用除外校です。通学区域内の対象者数だけで一定程度超えてしまうため、通学区域外からの受入を制限しています（詳細はP.6をご覧ください。）。

学校公開日につきましては第3土曜日の午前授業を原則としていますが、学校や地域などの行事の都合により、第3土曜以外の土曜または日曜に授業を実施する場合があります。日程の詳細につきましては、区立各小学校のホームページまたは直接、学校にお問い合わせください。

住所別通学区域一覧表①

相生町	1～4	北前野小	志村四中	
	5～26	志村坂下小		
赤塚一丁目	全域	下赤塚小	赤塚一中	
赤塚二丁目	1～30		赤塚小	赤塚三中
赤塚三丁目	31～41	赤塚小		赤塚二中 赤塚三中
	1～3			
	4～10			
	11～14			
	15			
赤塚四丁目	16～30	成増ヶ丘小	赤塚二中	
	31・32	赤塚小		
	33～41	成増ヶ丘小		
	1～4	赤塚小		
	5・6	成増ヶ丘小		
	7～12	赤塚小		
	13～16	成増ヶ丘小		
	17	赤塚小		
赤塚五丁目	18～39	三園小		
	全域	赤塚小		
赤塚六丁目	1～6	下赤塚小	赤塚三中	
赤塚七丁目	7～9	赤塚小		
	10～17	下赤塚小		
	18～31	赤塚小		
	32～34	下赤塚小		
	35～40	赤塚小		
	1～4	下赤塚小		赤塚一中
	5～8			赤塚三中
9～12	赤塚一中			
13～18	赤塚三中			
19		赤塚小		
20・21		下赤塚小		
22・23		赤塚小		
24		下赤塚小		
赤塚八丁目	25～28	赤塚小		
赤塚新町一丁目	全域	下赤塚小		赤塚一中
赤塚新町二丁目	1～20		下赤塚小	赤塚三中
	21～26			
赤塚新町三丁目	1～10	赤塚新町小	赤塚二中 赤塚三中	
	11～17			
小豆沢一丁目	1～16	成増小 赤塚新町小 成増小 赤塚新町小	赤塚二中	
	17～28		赤塚三中	
	29		赤塚二中	
	30		赤塚三中	
小豆沢二丁目	31～36	赤塚新町小	赤塚三中	
	1	志村四小	志村二中	
小豆沢三丁目	2～16	志村二小		
	17～23	志村四小		
	12～19	志村二小		
小豆沢四丁目	20～36	志村四小		志村一中
泉町	全域	志村一小		
板橋一丁目	全域	板橋四小	板橋五中	
板橋二丁目	1～38	板橋二小	板橋一中	
	39～42	板橋四小	板橋五中	
	43～69	板橋二小	板橋一中	
板橋三丁目	1～43	板橋四小	板橋五中	
	44～65	金沢小	加賀中	
板橋四丁目	全域	板橋四小	板橋五中	
稻荷台	全域	加賀小	加賀中	
大原町	1～19	志村二小	志村一中	
	20～38	志村一小		
	39～43	志村二小		
	44～46	志村一小		

大谷口上町	1～11	板橋十小	板橋二中
	12～15	大谷口小	上板橋一中
	16～28	板橋十小	板橋二中
	29～35		上板橋二中
	36～41	大谷口小	板橋二中
	42～55		上板橋二中
	56～57	大谷口小	上板橋二中
	58～71		上板橋二中
	72～91	大谷口小	上板橋一中
	1～5		上板橋二中
	6～8	大谷口小	上板橋一中
	9～15		上板橋二中
	16～43	大谷口小	上板橋一中
	44～48		上板橋二中
	49～90	板橋十小	上板橋二中
	全域		上板橋二中
大山町	全域	板橋六小	板橋一中
大山西町	1～4	板橋六小	板橋二中
	5～71	板橋七小	
	1～11	板橋二小	板橋一中
	12～13	板橋七小	
	14	板橋二小	板橋一中
	15～19	板橋七小	
	20	板橋六小	板橋一中
	21～24	板橋七小	
	25	板橋一小	板橋一中
	26～27	板橋二小	
	28	板橋二小	板橋一中
	29～33	板橋二小	
	34～55	板橋一小	板橋一中
	56～60	板橋六小	
	1～46	板橋七小	板橋五中
	47～56	板橋六小	
加賀一丁目	1～2	板橋四小	板橋五中
加賀二丁目	3～23	金沢小	加賀中
	1～20	加賀小	
上板橋一丁目	21	加賀小	上板橋三小
	1～17	上板橋四小	
上板橋二丁目	18～27	上板橋四小	上板橋三小
	全域	上板橋四小	
上板橋三丁目	全域	板橋七小	上板橋三小
熊野町	全域	板橋七小	上板橋三小
小茂根一丁目	全域	上板橋二小	上板橋二小
小茂根二丁目	全域	上板橋二小	上板橋二小
小茂根三丁目	1～6	桜川小	桜川中
	7～9	桜川小	
	10～17	上板橋二小	桜川中
	1～7	上板橋二小	
小茂根四丁目	8～19	桜川小	板橋二小
小茂根五丁目	1～10	板橋六小	
幸町	11～66	板橋十小	板橋二小
	1～3	志村坂下小	志村五中
坂下一丁目	4～22	志村坂下小	志村四中
	23～26	志村六小	志村五中
	27	志村坂下小	
	28	志村六小	志村三中
	29～33	志村坂下小	
	34～41	志村坂下小	志村三中
	1	志村六小	志村五中
坂下二丁目	2～33	志村六小	志村五中
坂下三丁目	1～5	蓮根小	志村五中
	6		志村五中
	7～8	蓮根小	志村五中
	9～10		志村五中
	11～21	蓮根小	志村五中
	22		志村五中
	23～37	蓮根小	志村五中
	1～34		志村五中
栄町	35～36	板橋一小	板橋一中
桜川一丁目	全域	桜川小	桜川中
桜川二丁目	全域		
桜川三丁目	全域	志村三小	加賀中
清水町	1～12		
	13～25	志村三小	志村一中
	26～39	志村三小	加賀中
	40～92		志村一中

志村一丁目	1～12	志村二小	志村二中
志村二丁目	13～35	志村小	志村四中
	全域	志村小	志村四中
志村三丁目	1～11	志村小	志村四中
	12～14	北前野小	
	15	志村小	志村四中
	16	北前野小	
	17～32	志村坂下小	高島一中
	全域	新河岸小	
新河岸一丁目	全域	高島一小	高島一中
新河岸二丁目	全域	高島六小	
新河岸三丁目	1	高島二小	西台中
高島平一丁目	2～16	高島二小	高島二小
	全域	高島五小	高島二小
高島平二丁目	1～12	高島二小	高島二小
高島平三丁目	13	高島二小	高島二小
高島平四丁目	全域	高島三小	高島三小
高島平五丁目	全域		
高島平六丁目	全域	高島一小	高島一中
高島平七丁目	1～17		
高島平八丁目	18～23	新河岸小	高島一中
	24	高島一小	
	25～32	新河岸小	西台中
	33	高島一小	
高島平九丁目	1	高島六小	高島一中
	2～11	蓮根二小	
	12～13	高島一小	高島一中
	14～23	蓮根二小	
	24～27	蓮根二小	西台中
	28～37	蓮根二小	高島一中
	38～43	蓮根二小	西台中
	44～45	高島一小	高島一中
	46～47	高島一小	高島一中
	48	高島一小	高島一中
大門	全域	赤塚小	赤塚三中
東新町一丁目	1～20	上板橋四小	上板橋三小
	21～49	桜川小	桜川中
	50～53	上板橋小	上板橋一中
東新町二丁目	1～7	上板橋小	上板橋一中
	8～60	桜川小	桜川中
	全域	常盤台小	上板橋一中
常盤台一丁目	全域	常盤台小	上板橋一中
常盤台二丁目	1～23	中台小	上板橋三小
常盤台三丁目	24～32	中台小	上板橋三小
常盤台四丁目	全域	德丸小	赤塚一中
德丸一丁目	全域		
德丸二丁目	1～2	北野小	
	3～7	德丸小	
	8	北野小	
	9～17	德丸小	
	18～19	北野小	
	20～26	德丸小	
	27～29	德丸小	
	30～31	北野小	
德丸三丁目	全域	北野小	高島二小
德丸四丁目	全域		
德丸五丁目	1～4	紅梅小	赤塚一中
德丸六丁目	5～39	北野小	高島二小
	1～5	紅梅小	高島二小
德丸七丁目	6～55	高島二小	高島二小
	1～3	高島二小	高島二小
	4～19	紅梅小	赤塚一中
	20～27	高島二小	高島二小
德丸八丁目	1～17	紅梅小	赤塚一中
	18～20	高島二小	高島二小
	21～26	紅梅小	赤塚一中
	1～23	中根橋小	板橋三小
中板橋	24	中根橋小	上板橋一中
	25～27	中根橋小	板橋三小
	28～31	中根橋小	上板橋一中
仲宿	1～26	金沢小	加賀中
	27～29	板橋一小	板橋三小
	30	板橋一小	加賀中
	31～36	板橋一小	加賀中
	37～40	板橋一小	板橋三小
	41～60	板橋二小	板橋三小
	61～62	板橋二小	板橋三小
	63～64	板橋二小	板橋三小
	65	板橋二小	板橋三小

住所別通学区域一覧表②

中台一丁目	1～41	中台小	中台中
	42～48	若木小	
	49～56	中台小	
中台二丁目	1・2	北前野小	志村四中
	3～9		
	10・11	中台小	中台中
	12～20	若木小	
	21～24	北前野小	
	25～30	緑小	
	31～33		志村四中
	34・35		
	36・37	北前野小	中台中
	38～42		志村四中
	43・44	緑小	
中台三丁目	1～22	若木小	中台中
	23～26	緑小	志村四中
	27		
仲町	1～3	板橋六小	板橋一中
	4～12	弥生小	上板橋一中
	13～24	板橋六小	板橋一中
	25～46	弥生小	上板橋一中
中丸町	全域	板橋五小	板橋二中
成増一丁目	全域	成増小	
成増二丁目	全域		
成増三丁目	全域	成増ヶ丘小	
成増四丁目	1～20	三園小	
	21	成増ヶ丘小	
	22～26	三園小	
	27・28	成増ヶ丘小	
	29～31	三園小	
	32～40	成増ヶ丘小	
成増五丁目	1～15	三園小	
	16～24		
西台一丁目	1	志村五小	西台中
	2・3	若木小	中台中
	4～6	志村五小	西台中
	7～9	若木小	中台中
	10～52		
西台二丁目	全域	志村五小	西台中
西台三丁目	全域		
西台四丁目	1～4	徳丸小	中台中
	5～9		西台中
蓮根一丁目	全域	志村坂下小	
蓮根二丁目	1～27	志村六小	志村三中
	28～30	蓮根小	
	31	志村六小	
蓮根三丁目	1～13	蓮根小	
	14～28	蓮根二小	
蓮沼町	1～20	志村三小	志村一中
	21～83		志村二中
氷川町	1～10	板橋一小	板橋一中
	11～35	板橋一小	板橋三中
	36～47		板橋一中
東坂下一丁目	1～6		志村二中
	7～14	志村四小	志村五中
	15～17		志村二中
	18～20		志村五中
東坂下二丁目	全域	志村六小	上板橋一中
東山町	全域	上板橋小	
双葉町	1～13	中根橋小	
	14・15	板橋八小	板橋三中
	16～26	中根橋小	
	27～47	板橋八小	
富士見町	1～27		
	28～31	富士見台小	志村一中
	32・33	板橋八小	板橋三中
	34～39	富士見台小	志村一中
舟渡一丁目	全域		
舟渡二丁目	全域		
舟渡三丁目	全域		
舟渡四丁目	1・2	舟渡小	志村五中
	3～11		高島一中
	12～14		志村五中
	15・16		高島一中
本町	全域	加賀小	加賀中

前野町一丁目	全域	富士見台小	志村一中
前野町二丁目	1～8	前野小	上板橋三中
	9～15	中台小	
	16～18	前野小	
	19～29		
	30～35	富士見台小	志村一中
	36		
	37～39		上板橋三中
	40～48		志村一中
前野町三丁目	1～11	前野小	上板橋三中
	12～23		
	24～36		
	37	志村一小	志村一中
	38～45	前野小	
	46～53	志村二小	
前野町四丁目	1～9	前野小	上板橋三中
	10～17	北前野小	志村四中
	18・19	前野小	上板橋三中
	20	北前野小	志村四中
	21・22	前野小	上板橋三中
	23～58	北前野小	志村四中
	59～63	志村二小	志村二中
前野町五丁目	1～6	前野小	上板橋三中
	7～13	北前野小	志村四中
	14・15	前野小	上板橋三中
	16～30	北前野小	志村四中
	31・32	前野小	上板橋三中
	33～56	北前野小	志村四中
前野町六丁目	1～7	中台小	上板橋三中
	8・9	前野小	中台中
	10～12	中台小	
	13～15	前野小	上板橋三中
	16～19	中台小	
	20～27	前野小	
	28～64		
三園一丁目	全域	三園小	高島三中
三園二丁目	全域		
南町	全域	板橋五小	板橋二中
南常盤台一丁目	1～3	常盤台小	上板橋一中
	4～19	上板橋小	
	20～32	常盤台小	
	33～39	上板橋小	
	40	常盤台小	
南常盤台二丁目	1～4	上板橋小	上板橋三中
	5～14	常盤台小	
	15～17	上板橋小	
	18～27	上板橋小	上板橋三中
宮本町	全域	志村一小	志村一中
向原一丁目	全域		
向原二丁目	全域	向原小	上板橋二中
向原三丁目	全域		
大和町	全域	板橋八小	板橋三中
弥生町	全域	弥生小	上板橋一中
四葉一丁目	1～8		赤塚一中
	9～15		赤塚三中
	16		赤塚一中
	17～21	紅梅小	赤塚三中
	22～24		赤塚一中
	25～30		赤塚三中
	31		赤塚一中
四葉二丁目	全域		赤塚三中

若木一丁目	全域	若木小	中台中
若木二丁目	全域		
若木三丁目	1～20	志村五小	西台中
	21	若木小	中台中
	22	志村五小	西台中
	23	若木小	中台中
	24	志村五小	西台中
	25	若木小	中台中
	26	志村五小	西台中
	27	若木小	中台中
	28	志村五小	西台中
	29	若木小	中台中
	30	志村五小	西台中
	31		



隣接校一覧表①

※ 適用除外校のため、通学区域外の方が変更希望を申込むことができません（来年度も引き続き兄弟が在学している方は、希望できます。詳細はP.6参照）。

学校名	隣 接 校							
志村小	志村第二※	志村第四	志村坂下	北前野				
志村第一小	志村第二※	志村第三	前野	富士見台	板橋第八			
志村第二小	志村	志村第一	志村第三	志村第四	前野	北前野		
志村第三小	志村第一	志村第二※	志村第四	加賀※				
志村第四小	志村	志村第二※	志村第三	志村第六	志村坂下			
志村第五小	志村坂下	若木	紅梅※	北野	徳丸	高島第二	高島第六	
志村第六小	志村第四	舟渡	蓮根	志村坂下	高島第六			
前野小	志村第一	志村第二※	中台	富士見台	北前野	常盤台		
中台小	前野	北前野	若木	上板橋第四	常盤台			
舟渡小	志村第六	新河岸	蓮根	蓮根第二				
新河岸小	舟渡	蓮根第二	高島第一					
富士見台小	志村第一	前野	板橋第八	常盤台				
蓮根小	志村第六	舟渡	蓮根第二	高島第六				
蓮根第二小	舟渡	新河岸	蓮根	高島第一	高島第六			
志村坂下小	志村	志村第四	志村第五	志村第六	北前野	緑	若木	
北前野小	志村	志村第二※	前野	中台	志村坂下	緑	若木	
緑小	志村坂下	北前野	若木					
若木小	志村第五	中台	志村坂下	北前野	緑	上板橋第四	徳丸	
板橋第一小	板橋第二	板橋第四※	板橋第六※	板橋第七	板橋第八	金沢※	中根橋	加賀※
板橋第二小	板橋第一	板橋第四※	板橋第七					
板橋第四小	板橋第一	板橋第二	金沢※					
板橋第五小	板橋第六※	板橋第七	板橋第十※					
板橋第六小	板橋第一	板橋第五	板橋第七	板橋第十※	中根橋	弥生		
板橋第七小	板橋第一	板橋第二	板橋第五	板橋第六※				
板橋第八小	志村第一	富士見台	板橋第一	中根橋	加賀※	常盤台		
板橋第十小	板橋第五	板橋第六※	弥生	大谷口	向原			

隣接校一覧表②

※ 適用除外校のため、通学区域外の方が変更希望を申込むことができません（来年度も引き続き兄弟が在学している方は、希望できます。詳細はP.6参照）。

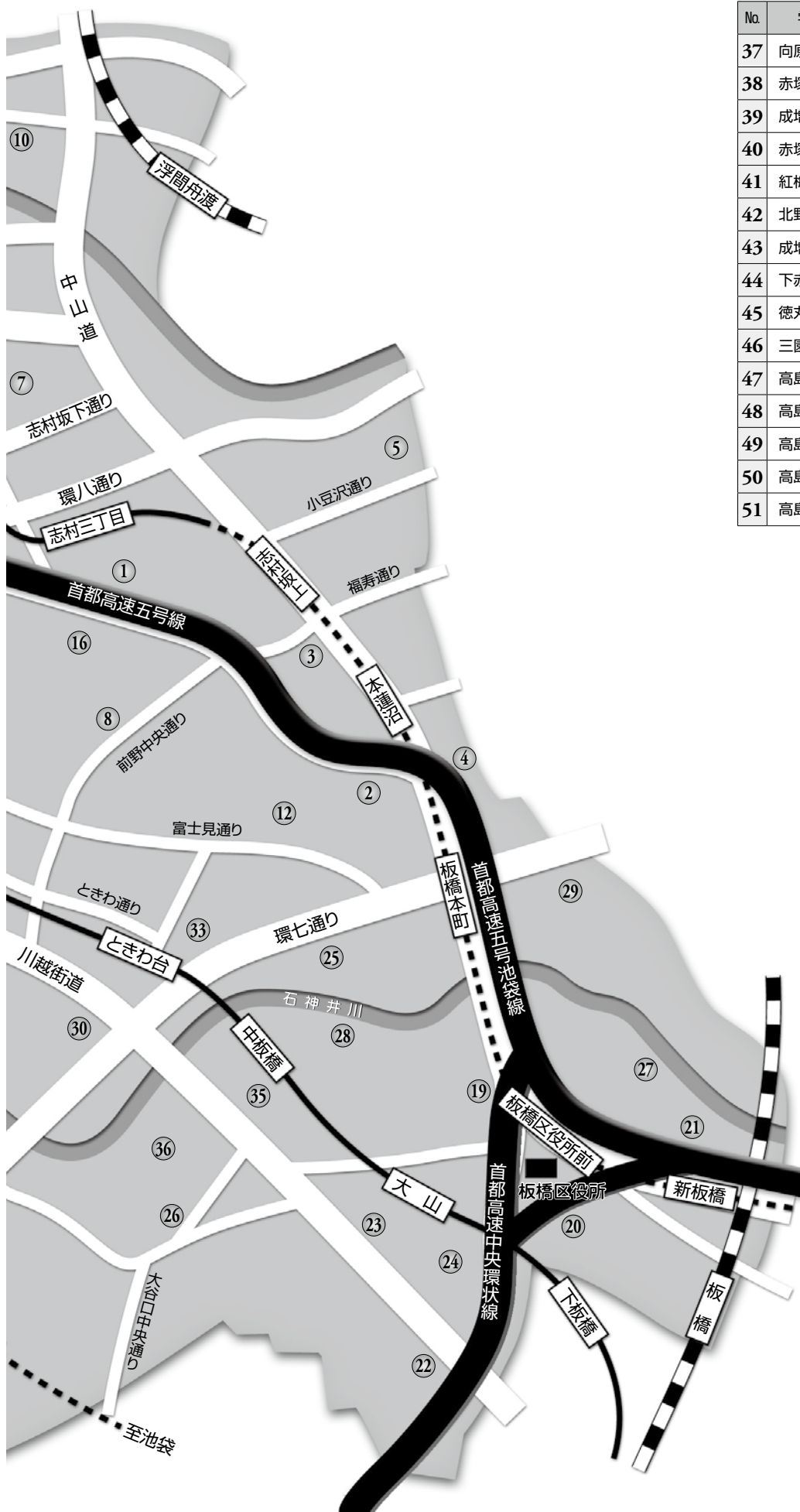
学校名	隣 接 校							
金沢小	板橋第一	板橋第四※	加賀※					
中根橋小	板橋第一	板橋第六※	板橋第八	常盤台	弥生			
加賀小	志村第三	板橋第一	板橋第八	金沢※				
上板橋小	上板橋第二	上板橋第四	常盤台	桜川	弥生	大谷口		
上板橋第二小	上板橋	桜川	大谷口	向原				
上板橋第四小	中台	若木	上板橋	常盤台	桜川			
常盤台小	前野	中台	富士見台	板橋第八	中根橋	上板橋	上板橋第四	弥生
桜川小	上板橋	上板橋第二	上板橋第四					
弥生小	板橋第六※	板橋第十※	中根橋	上板橋	常盤台	大谷口		
大谷口小	板橋第十※	上板橋	上板橋第二	弥生	向原			
向原小	板橋第十※	上板橋第二	大谷口					
赤塚小	成増	赤塚新町	紅梅※	成増ヶ丘	下赤塚	三園	高島第三	
成増小	赤塚※	赤塚新町	成増ヶ丘					
赤塚新町小	赤塚※	成増	下赤塚					
紅梅小	志村第五	赤塚※	北野	下赤塚	高島第二	高島第五		
北野小	志村第五	紅梅※	下赤塚	徳丸				
成増ヶ丘小	赤塚※	成増	三園					
下赤塚小	赤塚※	赤塚新町	紅梅※	北野				
徳丸小	志村第五	若木	北野					
三園小	赤塚※	成増ヶ丘	高島第一	高島第三				
高島第一小	新河岸	蓮根第二	三園	高島第二	高島第三	高島第五	高島第六	
高島第二小	志村第五	紅梅※	高島第一	高島第五	高島第六			
高島第三小	赤塚※	三園	高島第一	高島第五				
高島第五小	紅梅※	高島第一	高島第二	高島第三				
高島第六小	志村第五	志村第六	蓮根	蓮根第二	高島第一	高島第二		

板橋区立 小学校配置図

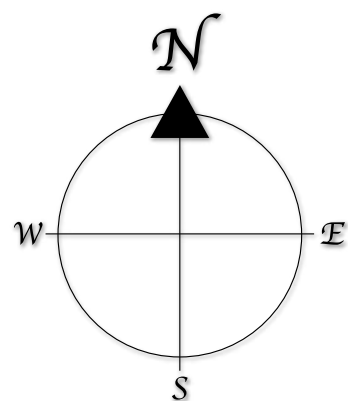


No.	学 校 名	所 在 地
1	志村小学校	志村二丁目 16 番 3 号
2	志村第一小学校	泉町 17 番 1 号
3	志村第二小学校	志村一丁目 7 番 1 号
4	志村第三小学校	清水町 83 番 1 号
5	志村第四小学校	小豆沢四丁目 13 番 1 号
6	志村第五小学校	西台三丁目 38 番 23 号
7	志村第六小学校	坂下二丁目 18 番 1 号
8	前野小学校	前野町六丁目 40 番 1 号
9	中台小学校	中台一丁目 9 番 7 号
10	舟渡小学校	舟渡三丁目 6 番 15 号
11	新河岸小学校	新河岸一丁目 3 番 1 号
12	富士見台小学校	前野町一丁目 10 番 1 号
13	蓮根小学校	蓮根三丁目 10 番 1 号
14	蓮根第二小学校	蓮根三丁目 15 番 5 号
15	志村坂下小学校	相生町 26 番 14 号
16	北前野小学校	前野町五丁目 44 番 3 号
17	緑小学校	中台三丁目 27 番 1 号
18	若木小学校	若木一丁目 14 番 1 号

No.	学 校 名	所 在 地
19	板橋第一小学校	氷川町 13 番 1 号
20	板橋第二小学校	板橋二丁目 52 番 1 号
21	板橋第四小学校	板橋四丁目 9 番 13 号
22	板橋第五小学校	中丸町 19 番 1 号
23	板橋第六小学校	大山町 13 番 1 号
24	板橋第七小学校	大山金井町 31 番 1 号
25	板橋第八小学校	双葉町 42 番 1 号
26	板橋第十小学校	大谷口上町 43 番 1 号
27	金沢小学校	加賀二丁目 2 番 1 号
28	中根橋小学校	栄町 14 番 1 号
29	加賀小学校	稲荷台 23 番 1 号
30	上板橋小学校	東山町 47 番 3 号
31	上板橋第二小学校	小茂根一丁目 14 番 1 号
32	上板橋第四小学校	上板橋一丁目 3 番 1 号
33	常盤台小学校	常盤台一丁目 6 番 1 号
34	桜川小学校	東新町二丁目 29 番 1 号
35	弥生小学校	弥生町 19 番 1 号
36	大谷口小学校	大谷口北町 21 番 1 号



No	学 校 名	所 在 地
37	向原小学校	向原二丁目 34 番 1 号
38	赤塚小学校	赤塚三丁目 1 番 22 号
39	成増小学校	成増一丁目 11 番 1 号
40	赤塚新町小学校	赤塚新町三丁目 31 番 1 号
41	紅梅小学校	徳丸八丁目 10 番 1 号
42	北野小学校	徳丸三丁目 23 番 1 号
43	成増ヶ丘小学校	成増三丁目 17 番 7 号
44	下赤塚小学校	赤塚六丁目 14 番 1 号
45	徳丸小学校	徳丸一丁目 21 番 1 号
46	三園小学校	三園一丁目 24 番 1 号
47	高島第一小学校	高島平七丁目 24 番 1 号
48	高島第二小学校	高島平二丁目 25 番 1 号
49	高島第三小学校	高島平四丁目 21 番 1 号
50	高島第五小学校	高島平三丁目 11 番 1 号
51	高島第六小学校	高島平一丁目 50 番 1 号





天津わかしお学校

所在地：〒299-5503 千葉県鴨川市天津 1990
 電話：04(7094)0371
 FAX：04(7094)0301
 校長：松原 貴志



学校 HP R8.5.1 現在



児童数	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計
1 組	2	2	4	5	
2 組			3	4	
合計	2	2	7	9	20

～健康回復・健康増進をめざした、全寮制の特別支援学校～

『ぜん息の発作を起こさないようにしたい』『肥満を解消したい』『体調不良を克服して体力をつけたい』『偏食や好き嫌いをなくして、何でも食べられるようになりたい』『自然の中で運動をして、心も体も丈夫になりたい』こんな思いをもった板橋区内の小学校3年生から6年生の児童を対象としています。

【学校生活】

区内の小学校と同じ教科書を使用し、教育課程に沿って学習をしています。少人数で個に応じた学習指導を行っています。また、自然を生かした体験学習をしたり、地域の学校と交流をしたりしています。



【寄宿舎（寮）の生活】

縦割りによる生活や行事を通して、協力と思いやりの心の育成をめざしています。目の前の海で集めた貝などを使って工作をしたり、様々な体験活動をしたりしています。



1日の生活

6:30	起床
6:50	自立活動
7:40	朝食
8:00	学校開始
15:30	下校
16:00	おやつ
16:20	1km走
16:40	自由時間
17:55	夕食
18:30	自習・検温
19:00	入浴・治療
20:30	消灯

【健康回復・改善のための自立活動】

★天津っ子の時間

個々の健康課題についての理解を深める

★運動の時間

1km走、なわとび、天津ヨガなど

★ザ・サン、なかよしの時間

心の安定、人間関係の形成をめざした活動



学校の所在地



JR外房線 安房天津駅または安房小湊駅下車
 (新町バス停より徒歩5分)

【入学について】

天津わかしお学校または教育委員会学務課学校運営保健係までご連絡ください。学校見学・宿泊体験、面接を経て寄宿舎生活、集団生活ができることを確認した上で入学ができます。

日本語学級のご紹介

日本語学級は、日本語の習得が不十分なために学校生活や学習に困難を示している児童が、在籍校から、決められた日時に通う（通級する）ものです。

例えば、次のような児童が通級の対象となります。

- 来日あるいは帰国したばかりで、日本語が分からない。
- 授業で使われている先生の言葉や、教科書に書かれている言葉が理解できない。

通級と指導の形態

- 一人ひとりに応じた個人指導を原則とし、必要に応じてグループ指導も行っています。
- 在籍している学校で勉強しながら、決められた日時に、日本語学級に通います。
- 通級の回数と指導時間は、在籍校と保護者と相談し、児童に応じて決めますが、およそ週に2回で、1回の時間は1～2時間です。
- 通級の際は、保護者の付き添いを原則とします。

指導内容

- 日本語の入門から、段階的に日本語の指導をします。
- 日本の学校での行動様式や学校行事の意味などを指導します。
- 辞書の引き方、ノートを使い方を指導し、できるだけ自学自習できるようにします。
- 学級担任と連絡を取り合い、学級や学校で必要なこと（例：水泳や遠足についての説明等）について補足指導します。
- 通級児童の日本語の学習状況を在籍校に連絡します。

通級の期間

原則として2年間以内とします。

入級方法

日本語学級への入級を希望される場合は、在籍している学校の副校長（または、担任の先生）へ相談してください。その後、日本語学級設置校での面接を受けて、入級が決まります。

日本語学級設置校

- | | | |
|-----------|------------|--------------------------|
| ●新河岸小学校 | 新河岸 1-3-1 | 電話：3936-8521 |
| ●板橋第八小学校 | 双葉町 42-1 | 電話：3963-4181 |
| ●上板橋第四小学校 | 上板橋 1-3-1 | 電話：3932-6317 |
| ●高島第二小学校 | 高島平 2-25-1 | 電話：3936-1561 ※令和9年4月1日から |

本事業（日本語学級）とは別に、以下の取組みも行っています。

●日本語学習初期支援事業

入国して間もないなどの理由により、日本語での意思疎通が困難な児童・生徒が区立学校に就学するにあたり、学校生活に必要な最低限の日本語の基礎を習得し、学校生活に早く適応できるようにするための講座です。

【問合せ】学務課学事係 電話：3579-2611

◆特別支援学級（知的） ※区内12校

子どもが毎日通って学習する、在籍校（学籍のある学校）となる学級です。

知的な発達に遅れがあり、通常の学級の教育課程では効果的な教育が困難であったり、身辺自立や集団参加に特別な配慮を要する、障がいが比較的軽度な児童が対象です。特別支援学級（知的）では、子どもたち一人ひとりの課題にそった指導計画を編成し、きめ細やかな指導をしています。

—自分のことは自分で—

日常生活や社会生活の中で、身の回りのことが自分でできることは大切なことです。特別支援学級（知的）では、身辺処理や清潔・健康・整理整頓・あいさつ・ことばづかい・物を大事にすることや、友だちを思いやるなど社会生活に必要な態度や能力を育てることをめざしています。

—学習では、基礎的・基本的内容を—

生活に必要な、基礎的な言葉や数の学習（国語・算数）、感性や表現力を豊かにする音楽・図画工作、体力を向上させる体育、自立的な生活に必要な事柄を、総合的・具体的に学習する生活単元学習などを行います。

—交流学习を通して—

学年・学級行事や遊び・清掃・給食など日常生活の中で通常の学級の子どもたちとの交流学习があります。高学年になるとクラブや委員会活動にも参加します。また、他の小・中学校の特別支援学級（知的）との交流もあります。これらを通して集団活動を体験し、共に生きていくために必要な態度や能力を学び合います。

◆きこえとことばの教室

通常は在籍校（学籍のある学校）で学習しますが、それぞれの障がいの状態や、必要に応じた学習内容について指導を受けるため、決められた日時に通級して学習する学級です。

○音や言葉が聞きとりにくい児童のための学級（聴覚） ※区内2校

難聴があり、コミュニケーションや学習・集団生活などに困難がある小学生が対象です。

○ことばに課題がある児童のための学級（言語） ※区内3校

正しく発音できない、言葉の発達に遅れがある、吃音があるなど、ことばに課題がある小学生が対象です。

◆STEP UP教室（特別支援教室）

○情緒・行動面で個別の対応が必要な児童のための教室

通常の学級に在籍し、知的な発達に遅れはないが、発達障がいやその他の情緒的課題のため、学校生活にうまく適応できない児童が対象です。区内の全小学校に設置されており、巡回指導教員が指導します。（原則の指導期間は1年間です。）

◆発達障がいとは

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

また、学習障害における「読む」「書く」「計算する」等の困難さについては、教科学習が始まってから認められるようになります。発達障がいやその傾向（グレーゾーン）がある場合、下記のような発達の偏りによって集団に馴染みにくかったり、状況に適した行動をとることが困難であったりします。

例えば・・・

- ・言葉の発達が遅い
- ・自分が興味のあることばかり話し、相互的なやり取りが難しい
- ・落ち着きがない
- ・好きなことには集中して取り組むが、初めてのことは苦手でやりたがらない
- ・順番を待つことが難しい
- ・座っていられず、立ち歩きをする
- ・忘れ物、なくし物が多い
- ・人の話を聞いていられない
- ・気が散りやすい
- ・言葉や文字を覚えるのが遅い
- ・手先や身体の使い方が不器用
- など

子どもの発達は個人差があり、環境や年齢に応じて変化するものです。しかし、発達の偏りによる苦手なことがあり、失敗体験を重ね自己肯定感を低下させやすいと言われています。そのため、周りの理解や適切な支援が必要で、STEP UP教室はその一助を担っています。

◆医療的ケアの必要なお子様について

小中学校及びあいキッズにおいて、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対して、医療的ケア支援を実施しております。医療的ケアの相談は学務課学校運営保健係（電話3579-2616）にお問い合わせください。

※特別支援学級（自閉症・情緒障がい）について

特別支援学級（自閉症・情緒障がい）について、令和10年4月の開設をめざして検討を進めています。入級基準等の詳細については、決定後、区ホームページ等に掲載いたします。

校種	学校名	所在地	交通機関（最寄駅）	電話
区立小学校	志村小	志村 2-16-3	三田線（志村三丁目）	3969-8418
	志村第六小	坂下 2-18-1	三田線（蓮根）	3960-4177
	中台小	中台 1-9-7	東上線（上板橋）	3932-6327
	蓮根小	蓮根 3-10-1	三田線（西台）	3969-8401
	板橋第七小	大山金井町 31-1	東上線（大山）	3956-8114
	加賀小	稻荷台 23-1	三田線（板橋本町）	3962-6445
	上板橋小	東山町 47-3	東上線（ときわ台）	3972-1661
	弥生小	弥生町 19-1	東上線（中板橋）	3956-8116
	赤塚新町小	赤塚新町 3-31-1	東上線（下赤塚）	3977-7811
	徳丸小	徳丸 1-21-1	東上線（東武練馬）	3934-1888
	高島第一小	高島平 7-24-1	三田線（高島平）	3939-2091
	高島第二小	高島平 2-25-1	三田線（高島平）	3936-1561
	志村第三小	清水町 83-1	三田線（本蓮沼）	3961-1562
	上板橋小	東山町 47-3	東上線（ときわ台）	3972-1661
	高島第六小	高島平 1-50-1	三田線（西台）	3935-2550
STEP UP 教室			区立小学校全校に設置しています。	

板橋区立以外の特別支援学校

国・東京都等では、発達や障がいの状態により、特別支援諸学級の教育では十分な効果をあげることが難しいと思われる児童・生徒のために、専門的な指導と適切な施設・設備を整えた特別支援学校（視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・知的障がい・病弱）を設置しています。

	学校名	種別	設置学部	所在地	電話
都立	葛飾盲学校	視覚障がい	幼小中	葛飾区堀切 7-31-5	3604-6435
	文京盲学校	視覚障がい	高	文京区後楽 1-7-6	3811-5714
	大塚ろう学校	聴覚障がい	幼小	豊島区巢鴨 4-20-8	3918-3347
	葛飾ろう学校	聴覚障がい	幼小中高	葛飾区西亀有 2-58-1	3606-0121
	中央ろう学校	聴覚障がい	中高	杉並区下高井戸 2-22-10	5301-3034
	北特別支援学校	肢体不自由・病弱	小中高	北区十条台 1-1-1	3906-2321
	高島特別支援学校	知的障がい	小中	板橋区高島平 3-7-2	3938-0415
	王子特別支援学校	知的障がい	小中高	北区十条台 1-8-41	3909-8777
	板橋特別支援学校	知的障がい	高	板橋区高島平 9-23-22	5398-1221
	志村学園	知的障がい	高等部就業技術科	板橋区西台 1-41-10	3931-2323
		肢体不自由	小中高		
筑波大附属	視覚特別支援学校	視覚障がい	幼小中高専	文京区目白台 3-27-6	3943-5421
	聴覚特別支援学校	聴覚障がい	幼小中高専	千葉県市川市国府台 2-2-1	047-371-4135
	桐が丘特別支援学校	肢体不自由	小中高	板橋区小茂根 2-1-12	3958-0181
	大塚特別支援学校	知的障がい	幼小中高	文京区春日 1-5-5	3813-5569

相談の窓口 (P.9・P.10のQ&A【特別支援教育・学級について】もあわせてご確認ください。)

就学相談

板橋区立の特別支援学級(知的)への就学、STEP UP教室(情緒)への入室及び東京都立の特別支援学校(視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・知的障がい・病弱)への入学を希望される方の就学について相談を行っています。就学相談では、児童にとってどのような就学先が望ましいか、保護者のご意見を尊重しながら、教育相談アドバイザーが相談をお受けします。
※在学途中にSTEP UP教室への入室を希望される場合は、在籍校の校長・担任にご相談ください。

就学相談をご希望の方は、区ホームページから電子申請でご予約ください。
就学相談の電子申請に関するページ▶



転学相談

通常の学級から区立の特別支援学級(知的)へ転学する時の相談、通常の学級や区立の特別支援学級(知的)から都立の特別支援学校(視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・知的障がい・病弱)へ転学する時の相談、区立の特別支援学級(知的)から通常の学級へ転学する時の相談を受け付けています。

転学の相談をご希望の方は、電話でご予約ください。
【予約受付】 教育支援センター特別支援教育相談担当 電話：3579-2198

きこえとことばの教室(聴覚・言語)への入級相談

きこえとことばの教室(聴覚・言語)への入級を希望される場合、就学前児については、お近くのきこえとことばの教室へ直接ご相談ください。入学後は、在籍校の校長・担任に相談してください。

その他の相談機関

※成増教育相談室及び成増フレンド(分室)については、改修工事の実施に伴い一定期間休館した後、約1年間仮移転先施設において運営する予定です。

(1) 教育支援センター(心理・言語専門相談)

幼児から高校生までを対象に、性格や行動、発達、不登校や友人関係に関して臨床心理士が、就学前児のきこえとことばについて言語聴覚士が、それぞれ相談を受けています。必要に応じ、継続の相談も行います。相談をご希望の場合は、電話でお申込みください。

- ◎教育支援センター区役所南館6階 板橋2-66-1 電話：3579-2197
- ◎教育支援センター成増教育相談室 成増1-12-4 電話：3975-9693 ※心理相談のみ

(2) 板橋フレンドセンター

さまざまな理由で学校に通っていない小学4年生以上の児童に対して、学習や体験活動を通じて、社会的自立を支援することを目的としています。

- ◎板橋フレンドセンター 富士見町3-1 電話：3961-2500
- ◎成増フレンド(分室) 成増1-12-4 成増生涯学習センター(まなぼーと成増)1階 電話：6909-2070

(3) 子ども発達支援センター

発達に気がかかるあるおむね15歳までのお子さんとその家族などを対象にした発達支援の専門相談と、医療的ケアを必要とする18歳未満のお子さんとその家族などを対象とした相談を受け付けています。

- ◎子ども発達支援センター 小茂根1-1-7 日本肢体不自由児協会 2階
- ・発達支援の専門相談 電話：5917-0905
- ・医療的ケア児相談窓口 電話：3956-0240

(4) 医療的ケア児コーディネーター

医療的ケアを必要とする18歳未満のお子さんとその家族などを対象に、医療的ケア児等コーディネーターが関係機関と連携し、相談支援・連携調整を行います。利用にあたっては、保護者からの申込みが必要です。

- ◎障がいサービス課障がい児支援係 電話：3579-2148

(5) 板橋区子ども家庭総合支援センター

18歳未満のお子さんについて、子育ての不安や悩み、困っていることや、わからないことなどの相談を受け付けています。来所相談面接は事前にお電話でのご予約が必要となります。

- ◎子ども家庭総合支援センター 板橋区本町24-17
- 電話：03-5944-2373 (24時間365日対応。土日祝日・平日夜間は「子どもなんでも相談」に転送され、相談をお受けします)
- ◎子どもなんでも相談 電話：0120-925-610 (24時間365日対応)
- ◎児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちはやく) (24時間365日対応)

学校改築・改修等のお知らせ

◆工事予定校

学校改築・改修等の工事予定は以下のとおりです。スケジュールについては、令和8年6月時点の状況を基に記載しており、変更となる可能性があります。最新のスケジュールや進捗状況、検討会等の実施状況、中学校の工事予定校及びこれまでの改築・改修に関する情報は、区ホームページ(P.29 下部)からご確認ください。

▶改築工事 現在の校舎を取り壊して、建て替えを行います。

小学校

学校名	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
板橋第六小学校	I 期工事（校舎棟）			既存校舎解体	II 期工事（あいキッズ・体育館棟）		校庭整備	
成増小学校					工事（※工事工程について、現在検討中のため、工事完了時期は変更となる可能性があります）			

※板橋第六小学校については、I 期工事完了後、新校舎での運営を開始する予定です。

小中一貫型学校

学校名	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
志村小学校	現志村小校舎にて運営		現志村四中の敷地にて、小中一貫型学校として学校運営					
志村第四中学校	新校舎 建設工事	中学校のみ 新校舎にて 学校運営						
		既存校舎解体・校庭整備						

※向原小学校、北野小学校、成増ヶ丘小学校、常盤台小学校、高島第二小学校、富士見台小学校、弥生小学校については、今後改築が予定されています。なお、成増ヶ丘小学校については、赤塚第二中学校との、高島第二小学校については、高島第二中学校との小中一貫型学校としての整備を予定しています。工事期間等は現在検討中です。

▶増築工事 教室不足等の理由から、校地内に増築校舎を建設します。

板橋第四小学校

板橋第四小学校については、児童推計を注視しながら、教室が不足するタイミングに合うよう工事の実施時期等を検討していきます。増築工事の実施時期が決定した際は、ホームページにてお知らせいたします。

▶長寿命化改修

現在の校舎の外壁や設備、配線・配管類などの更新を中心に劣化部分の改修工事を行います。

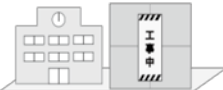
学校名	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
赤塚小学校	工事							
志村第四小学校	工事							
板橋第八小学校	工事							
板橋第二小学校	工事							
上板橋第二小学校		工事						

※高島第一小学校については、今後長寿命化改修が予定されています。工事期間等は現在検討中です。

◆工事中の学校生活について

現在、改築・改修等の工事計画を進めている学校の工事中の学校生活についてご案内します。

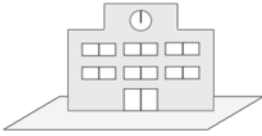
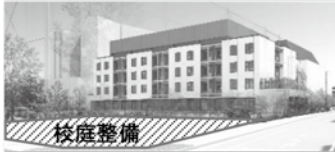
赤塚小学校、志村第四小学校、板橋第八小学校、板橋第二小学校、上板橋第二小学校【長寿命化改修】

期間	4～9か月程度	約2年半～3年	
工事の流れ	仮設校舎建設	長寿命化改修工事～仮設校舎解体	工事完了
	校庭利用の制限あり 	校庭・体育館利用の制限あり 	通常の学校運営 
	※工事期間中は、校庭、体育館の利用が制限されます。このため、近隣の学校や区施設等に移動しての体育授業等の実施を検討しています。		
赤塚小学校	令和7年度～	令和7年度（仮設校舎完成後）～令和9年度中	令和9年度中～
志村第四小学校	令和7年度～	令和8年度（仮設校舎完成後）～令和10年度中	令和10年度中～
板橋第八小学校	令和7年度～	令和8年度（仮設校舎完成後）～令和10年度中	令和10年度中～
板橋第二小学校	令和8年度中～	令和9年度（仮設校舎完成後）～令和11年度中	令和11年度中～
上板橋第二小学校	令和9年度中～ (※)	令和10年度（仮校舎引越後）～令和12年度中	令和12年度中～

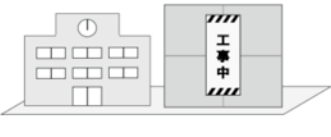
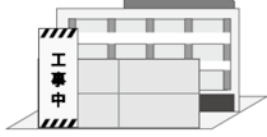
※上板橋第二小学校については、上板橋第二中学校旧校舎（小茂根 1-2-1）を仮校舎として利用する想定です。

小中一貫型学校（志村小学校・志村第四中学校）【改築】

志村小学校と志村第四中学校については、小中一貫型学校として、現在の志村第四中学校の敷地（志村三丁目15番1号）に新校舎を建設します。新校舎の利用開始時期は、中学生は令和10年度当初、小学生は令和11年度当初を予定しています。

年度	令和7～9年度	令和10年度	令和11年度以降
工事の流れ	新校舎建設工事	志村四中既存校舎解体・校庭整備	
志村小学校	現校舎にて運営 		小学校が新校舎へ引越 新校舎にて施設一体型 小中一貫型学校の運営開始 （11年度予定） 
志村第四中学校	現校舎で運営しながら、 校庭に新校舎建設 	中学校のみ新校舎にて 学校運営開始（10年度予定） 	校庭整備
	※新校舎建設の影響で、校庭は利用できないため、新校舎の校庭整備が完了するまで、運動会や校庭を使用する部活動は近隣施設にて実施します。		※新校舎への引越・志村四中既存校舎解体後に校庭整備を行います。

板橋第六小学校【改築】

年度	令和 9～11 年度	令和 12～14 年度	令和 15 年度
工事の流れ	新校舎建設工事	既存校舎解体 あいキッズ・体育館棟建設工事	校庭整備
板橋第六 小学校	現校舎で運営しながら、 校庭に新校舎建設 	新校舎で運営しながら、既存校舎を解体 あいキッズ・体育館棟の建設 	新校舎全面開校予定 
※工事期間中は、校庭の利用が制限されます。このため、近隣の学校に移動しての体育授業等の実施を検討しています。 ※令和 12～14 年度は、あいキッズ・体育館の利用も制限され、代替スペースでの運営となります。 ※新校舎が完成次第、順次新校舎での運営を開始し、既存校舎を解体しながら整備を進めていきます。			

参考中学校の通学区域一部変更のお知らせ

現在、上板橋第一中学校は改築工事を行っており、新校舎完成後の令和 9 年 4 月に、現校舎（所在地：板橋区小茂根一丁目 2 番 1 号）から新校舎（所在地：板橋区南常盤台一丁目 1 番 1 号）に移転する予定です。

また、志村第四中学校は志村小学校との小中一貫型学校（施設一体型）の整備を進めています。

これらの新校舎整備を機に、学校規模を適正化しつつ、小中一貫教育推進の視点から、可能な限り、通学区域と学びのエリアを整合させるため、上板橋第一中学校、志村第四中学校及びその周辺校の通学区域を変更しました。学びのエリアと通学区域が整合することで、手続きを要することなく、確実に学びのエリア内の中学校へ入学することができます。

なお、通学区域の変更にあたっては、学校施設・教室数の状況、通学距離・安全性、学校の適正な規模（学級数）等を総合的に勘案し実施しています。

令和 9 年 4 月以降に入学・転校する方は、変更後の通学区域となります。

変更を実施した区域	変更前	変更後
前野町四丁目 1 番から 9 番まで・18 番・19 番・21 番・22 番 前野町五丁目 1 番から 6 番まで・14 番・15 番・31 番・32 番 前野町六丁目 38 番から 48 番まで・51 番から 64 番まで	志村第四中学校	上板橋第三中学校
南常盤台二丁目 1 番から 17 番まで	上板橋第三中学校	上板橋第一中学校
東新町一丁目 50 番から 53 番まで 東新町二丁目 1 番から 7 番まで 東山町 34 番・51 番・52 番	桜川中学校	上板橋第一中学校
大谷口上町 3 番から 11 番まで・16 番から 23 番まで・26 番から 28 番まで・36 番	上板橋第一中学校	板橋第二中学校
仲町 4 番から 12 番まで・25 番から 46 番まで	板橋第三中学校	上板橋第一中学校
常盤台一丁目 33 番から 37 番まで	志村第一中学校	上板橋第一中学校

※小学校の通学区域に変更はありません。

【問合せ】

新しい学校づくり課

学校配置調整第一・第二係 電話 3579-2624 FAX 3579-4214

学校整備係 電話 3579-2632 FAX 3579-4214

適正規模・適正配置
に関するページ



改築・改修に
に関するページ



放課後対策事業「あいキッズ」のご案内

【「あいキッズ」って何?】

あいキッズ施設
一覧はこちらから
ご確認ください▶



あいキッズは区内の小学生を対象に、学校内で楽しく安全に過ごすことのできる放課後の居場所を提供する事業です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長と豊かな人間形成を願って、文部科学省所管の全児童を対象とする「放課後子ども教室」と、こども家庭庁所管の就労家庭等の児童を対象とする「放課後児童クラブ」を校内交流型として運営しています。

安全で、地域コミュニティの基盤である学校内で、民間事業者の職員のもと、子どもたちが慣れ親しんだ校庭・体育館・教室などの施設を使って、遊び・スポーツ・工作・読書などの体験活動、地域との交流活動、季節行事、学習活動等を実施します。

【目 的】

- ①児童の放課後の安心・安全な居場所の実現
- ②児童の放課後の活動と交流を通じた健全育成プログラムの実施
- ③保護者の仕事等と子育ての両立支援

【運営主体】

株式会社・社会福祉法人・NPOなど民間事業者が自主性、社会性、創造性など子どもの人格形成期に合わせた様々なプログラムを展開します。配置される職員は、都道府県等が実施する研修を修了した「放課後児童支援員」と、「プレイングパートナー」です。施設責任者は、運営する事業者が配置した常勤の有資格者です。

【あいキッズの3本柱】

① 子どもたちの安心・安全

安全管理体制 日頃から、安全対策、危機管理

- ・受入れ開始前に施設・遊具の安全点検を行います。
- ・救命処置や引取訓練など緊急時に備えた訓練を定期的に行っています。
- ・室内を清潔にして衛生管理を行い、感染症やアレルギーなどの事故防止を図ります。

災害時対応 万が一、震災が発生したら

- ・児童の所在確認を行い、学校と連携して安全な場所に避難します。
- ・震災等の場合、保護者に引き渡すまで安全管理を行います。

安心ツール あいキッズの信頼性

- ・1～6年生までの長い期間、子どもたちの成長を見守ります。
- ・入退室システムで、あいキッズの入室 退室が確認できます。
- ・緊急通報ボタン（学校110番）を設置して、緊急時に警察へ通報します。
- ・「おたより」を毎月発行して、あいキッズの活動の様子をお知らせします。

② 子どもたちの健全育成

- ・各小学校で、屋外、室内、静かに過ごす場所等、それぞれ職員を配置してプログラムを展開します。
- ・遊びのルールのもと、多様なプログラムや体験活動、季節行事を行います。
- ・さんさんタイムときらきらタイムの利用児童の体験交流活動を積極的に行います。
- ・地域の方々に定期的に参加いただき、体験活動などを通じて交流します。
(将棋・折紙・ヨガ・ダンス・卓球教室、琴体験等)

屋外

【校庭】
(雨天時は体育館等)
動的プログラム
(ドッジボール、鬼ごっこ等)

室内

【多目的室等】
動的プログラム
(工作、けん玉等)

【あいキッズ室等】
静的プログラム
(読書、学習等)

※学校施設を利用しますので、学校生活での基本的な決まりを守ってください。
また、この事業は、板橋区が学校との連携により学校施設を活用して実施するもので、学校が行う教育・学習活動ではありません。

③ 子育てと仕事等との両立支援

時間の延長 日中の留守家庭の両立支援

- ・就労等家庭は、きらきらタイム（19時まで等）の利用ができます。
- ・就労等家庭は、土曜日にも利用できます。

仕事に専念 出欠管理と帰宅時間管理

- ・さんさんタイム一般（1年生の1学期間のみ）は、帰宅時間の管理を行います。
- ・さんさんタイムオレンジ・きらきらタイムを利用する1・2年生は、出欠及び帰宅時間の管理を行います。また、きらきらタイムを利用する3～6年生は、出欠管理を行います。

緊急時対応 あいキッズでの安全確保

- ・学校が平常と異なる下校をした場合は、あいキッズの利用はできません。ただし、さんさんタイムオレンジときらきらタイムの児童は、あいキッズで安全管理をします。
- ・臨時休校となった場合、保護者の不在等により保育を必要とする児童は、保護者の送迎のもと参加できます。

「あいキッズ」の運営内容



【区分別対象等】

区分	さんさんタイム		きらきらタイム
	さんさんタイム一般	さんさんタイムオレンジ	
対象	全児童	①保護者の就労要件等に該当する1・2年生 ②特別な支援を要する児童として認定された1～6年生	保護者の就労要件等に該当する1～6年生
利用日	月～金曜日、学校休業日	月～金曜日、学校休業日	月～土曜日、学校休業日
お休み	土・日曜日、祝日、12/29～1/3	土・日曜日、祝日、12/29～1/3	日曜日、祝日、12/29～1/3
利用時間	平日：放課後～17:00 学校休業日：8:30～17:00 ※10月～2月は、16:30まで	平日：放課後～17:00 学校休業日：8:30～17:00 ※10月～2月は、16:30まで	平日：放課後～19:00 学校休業日：8:00※～19:00 土曜日：8:00※～18:00 (希望があれば19:00まで)
利用区分	—	—	A区分：17:00～18:00 B区分：17:00～19:00 C区分：(学校休業日) 8:00※～8:30 D区分：(10月～2月) 16:30～17:00 S区分：(土曜日) 8:00※～18:00
利用料	無料	無料	A区分：2,700円/月額 B区分：3,900円/月額 C区分：無料 D区分：無料 S区分：700円/日額
出欠管理 (無断欠席時の連絡)	なし	あり	あり
帰宅時間管理	新1年生の1学期間のみ	あり	あり(1・2年生のみ)
補食	なし	なし	あり
手続き	「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」で登録	「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」で登録 ※登録時に「就労証明書」等を添付	「あいキッズ利用登録申込書兼利用申請書」で申請 ※申請時に「就労証明書」等を添付
申請方法	電子申請、又は窓口申請	電子申請、又は窓口申請	電子申請、又は窓口申請

【利用区分・利用時間・利用料の早見表】

網掛け  の部分は、保護者の就労等の利用要件が必要な区分です。

きらきらタイムに申請し、承認されると、同時にさんさんタイムも登録されるため、さんさんタイムの時間も利用できます。

		8:00※	8:30	放課後	16:30	17:00	18:00	19:00
学校運営日	3月～9月	学校運営時間			さんさんタイム (無料)		きらきらタイム 補食提供あり A区分 (月額2,700円) B区分 (月額3,900円)	
	10月～2月							
学校休業日	3月～9月	きらきらタイム C区分 (無料)	さんさんタイム (無料)			きらきらタイム D区分 (無料)	きらきらタイム 補食提供あり A区分 (月額2,700円) B区分 (月額3,900円)	
	10月～2月							
土曜日		きらきらタイム S区分 (日額700円) 補食提供あり						希望があれば 19時まで

※小学生の朝の居場所事業実施あいキッズのきらきらタイムの開所時間は7:30に前倒ししています。

【あいキッズでの過ごし方】

活動拠点としては、体を思いきり動かせる校庭や体育館等の屋外と、様々な体験活動・季節行事を行う室内（動的）、落ち着いて過ごすことのできる室内（静的）とに分かれています。

放課後利用の流れ（例）

	授業終了	17:00	19:00
〔さんさんタイム〕	入室確認	自主学習 自由遊び 体験交流活動	
〔きらきらタイム〕	入室確認 出欠管理	退室確認・帰宅	補食 自由遊び 退室確認・帰宅

【利用時間について】

事業の実施時間は、必ずお守りください。
・きらきらタイムを利用する場合は、あらかじめ申請し、承認を受けてください。
・19時を過ぎての利用は一切できません。
必ず19時までにお迎えに来てください。

1日利用の流れ（例）

	8:00※	8:30	9:00	12:00	13:00	17:00	19:00
〔さんさんタイム〕		入室確認	自主学習 自由遊び 体験交流活動	ランチタイム	あいキッズで昼食 又は一時帰宅	自由遊び 体験交流活動	
〔きらきらタイム〕		入室確認 出欠管理			あいキッズで昼食	退室確認・帰宅	補食 自由遊び 退室確認・帰宅

※小学生の朝の居場所事業実施あいキッズのきらきらタイムの開所時間は7:30に前倒ししています。

【朝の居場所事業】

令和8年度から、あいキッズが原則として学校敷地内にある特徴を活かし、運営事業者の再選定を行った学校から順次、朝の居場所事業をあいキッズの運営と一体的に委託して開始しています。実施校（令和8年度は10校）など、事業の詳細は、区公式ホームページよりご確認ください。

再選定とは…

あいキッズは委託事業のため、毎年度、運営委託事業者を選定することが原則となりますが、利用児童と職員との信頼関係などが大切であることから、運営に基本的に問題がなければ5年を上限として、委託契約を更新できることとしています。この更新限度に達するあいキッズについて、運営事業者の再選定を行います。

小学生の朝の居場所事業

朝早い時間から開門を待っている児童や、大人の見守りがない中で昇降口開錠までの時間を過ごす児童がいる現状に鑑みて、登校のため朝早い時間帯に家を出る児童を対象に、あいキッズ室を活用し、大人の見守りと安全な居場所を提供します。

※あいキッズの利用登録に関わらず全児童が対象ですが、

利用には別途朝の居場所の事前登録が必要です。

※本事業の実施校では、学校休業日及び土曜日における

あいキッズのきらきらタイムの開所時間を前倒ししています。

朝の居場所

詳しくは
こちら⇒



【問合せ】地域教育力推進課あいキッズ係 電話：3579-2637



いたばし全体をみんなの学びのキャンパスに MIRAI SCHOOL itabashi - 教育ビジョン2035 -

教育は人が幸せに生きるためにある

教育を通して、学ぶ喜びや成長する喜び、人とつながる喜びを感じられる一人ひとりの生涯

板橋区はこの考えに基づいた教育が一人ひとりの選択肢を広げ、個人の幸せはもちろん、地域全体、そして次の世代の幸せにつながると信じて歩いていきます。

子どもも大人も学び教え合う仲間として、さまざまな場所・場面でつながり、生涯にわたって学び

成長することをめざします。

板橋区が描く未来は子どものみなさん、大人のみなさんのご理解・ご協力があってこそ実現できます。

みなさんでいたばし全体を学びのキャンパスへと広げていきましょう。

めざす学びの未来像

MIRAI SCHOOL itabashi

をめざします

一人ひとりが学び教え合う中で、5つのチカラをはぐくみ、いたばし全体を学びのキャンパスへと広げていきます

いたばし全体を 学びのキャンパス

学校や教育機関に限らず、公園や集会所、民間施設、オンライン空間など、いたばしのあらゆる場所を「学びの場」ととらえ、誰もが生涯学び続けられる環境のことで



SCHOOL

MIRAIという言葉にこめた、 5つのチカラ

Motivation
自分らしく進むチカラ

ありのままの自分を受け入れることで、仲間とともに成長し、未来に進む原動力を持つことができる

Inclusion
認め合って生きるチカラ

個性や立場が違っていても、人の話に耳を傾け、力を合わせて問題を解決することができる

Relation
つながり助け合うチカラ

まわりの人を助けるために、社会に貢献するために、自分ごととして誰かのためにできることを探し行動することができる

Activation
自ら行動を起こすチカラ

やるべきことを、自ら考え、判断し、自分から挑戦することができる

Innovation
ゼロから切り拓くチカラ

目に見えない課題に気づき、正解のない課題でも、ゼロからイチを創り出すことができる

取組を進めるときに大切に 5つのこと



違いを認める



選択肢を増やす



余白をつくる



子どもも大人も
社会の一員



つなぐ、つながる、
つなげる

ホームページは
こちらから





MIRAI
SCHOOL
いたばし

子どもたちの未来をはぐくむ学校施設へ

MIRAI SCHOOL いたばし

- 学校施設づくり2035 -

特色のある取組

①オープンスペース

- ・教室・廊下と広く一体的に使用することで様々な形態での授業実施が可能となります。
- ・学習集団(主に学級)や教科を超えた多様な活動に対応できる共有空間となります。



②教科センター

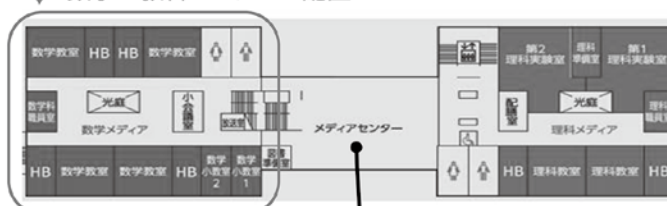
- ・生徒が自ら各教科教室に移動して授業を受ける運営方式に加え、教科センターを一体的に利用することで、主体性がはぐくまれます。
- ・教科の特性を出した空間として機能します。
- ・少人数学習時に活用できるなど、多様な選択肢のある環境となります。



③オープンな空間×図書館 ＝開かれたメディアセンター

- ・児童・生徒が日常的に行き来する校舎中央にオープンな空間を設け、そこにメディアセンター(図書館)を配置することで、調べ学習など多様な学習活動の場として機能します。
- ・児童・生徒の本に触れる機会が増加し、本への興味や関心を高める効果が見込まれます。

▽ 数学の教科センターの配置

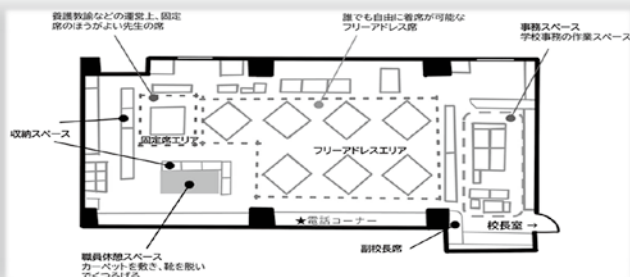


④フリーアドレス型職員室

- ・働く環境を柔軟にするフリーアドレスは、学校現場のニーズに合わせた運用が期待できます。
- ・机上の整理による業務効率化や、ペーパーレス化などに繋がります。

板橋第十小における
フリーアドレスとしての活用(一例)

ボトムアップの方式で教職員が率先して
空間づくりを提案し、変更を加えながら
より良い空間づくりを行っています。



⑤環境に配慮した学校設備

- ・高断熱化による快適性の高い建材、緑化や太陽光発電を導入することで、環境負荷を低減する取組を行っています。



⑥学校施設における ユニバーサルデザイン



- ・誰もが使いやすく、快適に過ごすことができる学校施設の整備を進めています。

⑦地域連携の充実に つながる学校施設

- ・地域住民と児童、生徒が交流しやすい教育環境の実現に努めています。



【問合せ】新しい学校づくり課
学校配置調整第一・第二係 3579-2624

【問合せ一覧】

内 容	担 当 課		電 話	F A X
入学の手続きについて	学務課学事係（北館6階14番窓口）		3579-2611	3579-4214
就学時健康診断・ 医療的ケアについて	学務課学校運営保健係 （北館6階14番窓口）		3579-2616	
学校の給食について	学務課学校給食係 （北館6階14番窓口）		3579-2617	
学校の改築・改修について	新しい学校づくり課 （北館6階12番窓口）	学校整備係	3579-2632	
		学校配置調整 第一・第二係	3579-2624	
あいキッズについて	地域教育力推進課あいキッズ係 （北館6階16番窓口）		3579-2637	3579-2635
特別支援教育について	教育支援センター 特別支援教育相談担当 （南館6階教育支援センター）		3579-2198	3579-4058
MIRAI SCHOOL いたばし -教育ビジョン2035-	教育総務課計画係 （北館 6 階11番窓口）		3579-2639	3579-4214
MIRAI SCHOOL いたばし -学校施設づくり2035-	新しい学校づくり課 学校配置調整第一・第二係 （北館 6 階12番窓口）		3579-2624	
板橋区ホームページアドレス	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/ 			

板橋区立小学校 新入学に関するご案内 2026 令和 8 年 8 月発行

刊行物番号
R08-42

発行・編集 板橋区教育委員会事務局学務課
所在地 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号
電 話 (3579)2611

